

# 「県民交流センターのあり方について」県立県民交流センター活用検討会報告書概要

## 検討の背景

【外郭団体および公の施設の見直しに関する提言】（H21年8月）

○方針：廃止

○見直し内容：近隣に類似施設があり、利用率も低いことから、現在の指定管理期間終了後（平成25年度）、施設を廃止するべきである。廃止後の施設については、他用途への転換を検討するべきである。

【外郭団体および公の施設見直し計画】（H21年12月）

○見直し方針：設置当初に比べ県内各地に類似施設が整備され、一定の役割を終えたことから、公の施設としての機能を平成25年度末をもって廃止します。廃止後の施設の活用について、幅広く検討を行います。

○具体的取組内容：

- ① 施設の廃止に向けて、平成21年度からピアザ淡海入居機関との事務調整を行います。
- ② 廃止後の施設の活用について、関係各課・ピアザ淡海入居機関・有識者による検討会を設置し、他の県施設の移転や民間への貸付・売却を含め、幅広く検討を行います。

## センターの概要

■設置目的

平成11年4月「生き生きとした地域づくりを目指して、社会貢献活動やその他の様々な分野における自発的な活動に参加する県民が集い、交流するための施設」として、共済宿泊施設、自治研修施設、旅券発給施設からなる複合施設「ピアザ淡海」に設置。

○運営

H11～17：県直営（淡海文化振興財団へ委託）  
H18～：指定管理制度導入

○施設

ピアザホール、大会議室、特別会議室、中小会議室（12室）、和室、練習室等



## 提言の検証

### ●利用状況

＜利用率（会議室平均）＞

H17 (50%) → H20 (45%) → H23 (50%)

\* ピアザホール、大会議室 H23 平均利用率（ ）は土日祝日  
ピアザホール 61% (78.8%)、大会議室 58% (77.0%)

＜年間利用者（H16～23平均）＞

年間利用者 約 21 万人 利用団体数 2,768 団体

### ●収支状況

＜収入（うち利用料金）＞

H19 132,238 千円 (68,350 千円) → H23 147,893 千円 (79,968 千円)

＜支出＞

H19 131,705 千円 → H23 141,256 千円

＜利用率、利用者数＞

平成21年度以降増加。周辺類似施設よりも高い状況。

＜利用料収入＞

平成23年度は過去最高収入。

○周辺施設も一定の利用状況を保っており、センター利用者をこれらで代替させることは現実的に困難。

○ホールの他、まとまった会議室を持つ施設は他になく、廃止した場合はコンベンションの誘致等に支障が生じる。

## 見直しに当たっての課題

### ●県民交流センターが果たしてきた役割

- 県民活動促進のための施設および設備の提供
- ピアザ淡海入居機関の相互補充機能
- これらの機能を継承することが望ましい。

機能を継承した上での廃止、売却、民間への貸付の可能性

廃止：×（機能継承できず）

売却：×（買い手が現れる可能性きわめて低い）

民間等への貸付：

- ・管理負担金等（借り手負担）：×（可能性きわめて低い）
- ・ // （県が負担）：△（利用者負担の上昇、借り手がなくなった場合の売却に伴うリスク）

目指すべき方向性

運営改善を図ることにより存続

## 県民交流センターのこれらに向けて

ピアザ淡海全体の運営改善について、関係機関が横断的かつ柔軟に協議する場を設けるなど、引き続き検討を期待

### ○施設の有効活用

複合施設であるピアザ淡海の相互補充機能を維持するだけでなく、その強みを活かし、さらに全体で最大の効果が発揮できるよう連携強化を図る。

### ○経費節減

ピアザ淡海全体に要する経費を節減するため、専門的な視点を交えて検討を行うことが望ましい。

### ○施設の運営のあり方

ピアザ淡海として一体的な運営を行えるよう、入居機関の複雑な権利関係などを踏まえた上で、各組織の体制を整えることが望ましい。

### ○周辺環境の活用と連携

ピアザ淡海の周辺施設との連携によるタイアップ企画や国際会議の誘致の促進など、周辺環境を活かし、ピアザ淡海としてさらに幅広い県民を呼び込み、まちの活性化にもつながるような工夫を行うことが望ましい。

# **県民交流センターのあり方について**

**～県立県民交流センター活用検討会報告書～**

**平成24年（2012年）12月**

**滋賀県立県民交流センター活用検討会**

# もくじ

1. はじめに	1
2. 県民交流センターの概要	
2-1 県民交流センターの沿革と設置目的	2
2-2 施設の概要	2
2-3 県民交流センターの運営	2
2-4 ピアザ淡海の概要	4
3. 県民交流センターの見直し経緯	
3-1 公の施設の見直しに関する提言	7
3-2 公の施設見直し計画	8
3-3 県民交流センター関係者会議	9
4. 県民交流センターを巡る状況	
4-1 県民交流センターおよび周辺類似施設の利用状況	11
4-2 県民交流センターの収支状況	15
4-3 ピアザ淡海入居機関等との関わり	16
5. 県民交流センターの見直しに係る課題	
5-1 県民交流センターが果たしてきた役割	17
5-2 公の施設の見直し提言を踏まえた検討	17
6. これからの県民交流センターの目指すべき方向性	
6-1 目指すべき方向性の選定にあたっての課題比較	19
6-2 目指すべき方向性	20
検討を終えて～県民交流センターのこれからの向けて～	21
＜委員コメント＞	23

## ■資料編

・ 県民交流センター活用検討会設置要綱	28
・ 県民交流センター活用検討会委員名簿	29
・ 県民交流センター活用検討会検討経過	30
・ 県民交流センターの設置および管理に関する条例	31
・ 滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例施行規則	35
・ ピアザ淡海整備事業の経緯（沿革）	38
・ 外郭団体および公の施設の見直しに関する提言（抜粋）	40
・ 外郭団体および公の施設見直し計画（抜粋）	41
・ 県立男女共同参画センターのあり方検討委員会報告書概要	42
・ 県民交流センター利用状況推移	43
・ 県民交流センター周辺類似施設の概要	44
・ 県民交流センター利用者アンケート調査結果	47
・ 県民交流センター指定管理者意見	49
・ これからの県民交流センターの目指すべき方向性	50

## 1. はじめに

滋賀県立県民交流センター（以下、「県民交流センター」と略。）は、平成11年（1999年）に県直営の県民交流施設として設置され、これまで県の県民活動を促進する施設として10年以上にわたり、その役割を果たしてきた。平成18年度からは、民間事業者の有するノウハウの活用も視野に入れ、住民サービスの向上や経費の削減等を目的として、従前の管理委託制度に代えて、指定管理者制度を導入した。

一方、滋賀県においては、県の厳しい財政状況や、市町や民間等における施設が充実してきたことなどから、「新しい行政改革の方針（平成20年3月）」の取組をさらに一歩進め、改めて公の施設全般にわたる新たな見直し計画の策定に向けて検討を行った。

そして平成21年8月、滋賀県行政経営改革委員会より、県民交流センターについては「公の施設の見直しに関する提言」にて「施設を廃止すべき」とされ、これを受けて、同年12月に策定された「外部団体および公の施設見直し計画」において県民交流センターは、「公の施設としての機能を平成25年度末をもって廃止。廃止後の施設の活用について幅広く検討を行う」とされた。

本検討会では、施設の活用に向けての問題点等を検証するため、「廃止」提言の分析と、分析結果に基づく望ましい施設の姿について検討するため、3回にわたって議論を重ね、その結果を本報告書としてとりまとめたものである。

## 2. 県民交流センターの概要

### 2-1 県民交流センターの沿革と設置目的

#### (1) 沿革

県民交流センターは、平成11年4月、共済宿泊施設、自治研修施設、旅券発給施設とともに、県内外の人々の交流を促進する県民交流施設として、複合施設「ピアザ淡海」に開館した。以来、一定の利用率を確保し、県民ほか多くの皆さんに交流の場を提供してきた。

#### (2) 設置目的

「生き生きとした地域づくりを目指して、社会貢献活動やその他の様々な分野における自発的な活動に参加する県民が集い、交流するための施設（県民交流センターの設置および管理に関する条例）」として設置し、自発的な県民活動への支援、学術研究活動への支援、その他の公的・公益的活動への支援を行う。

### 2-2 施設の概要

○所在地：大津市におの浜一丁目1番2号

○設置年月：平成11年4月

○建物面積

・専有床面積：8,164.14㎡（ピアザ淡海内の主として2階、3階部分を専有）

ピアザホール（556㎡・426席）、大会議室（468㎡・216席）、特別会議室（77㎡・20席）、中小会議室12室（69～177㎡・24～81席）、和室（22畳）、練習室ほか

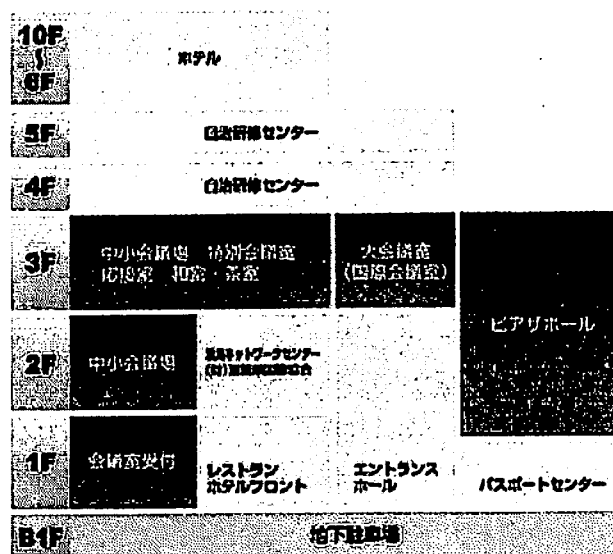
・地下駐車場（ピアザ淡海共用）：3,320.80㎡

○休館日：毎週月曜日・年末年始

○開館時間：9:00～21:00

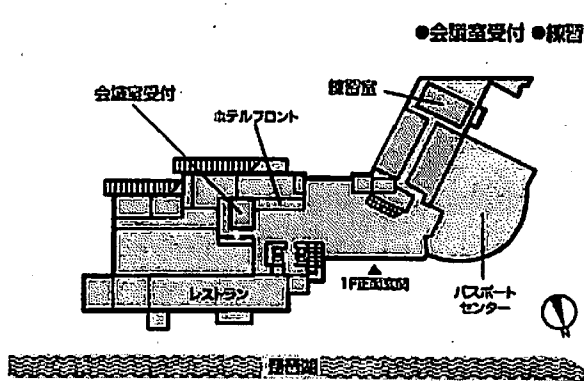
#### <ピアザ淡海>

※県民交流センターは主に  
2階、3階に位置

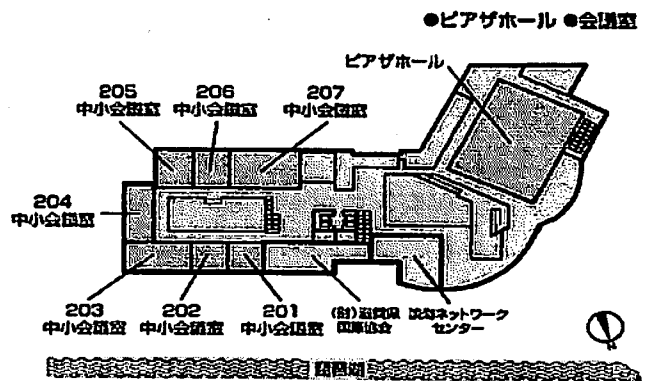


<ピアザ淡海フロアマップ>

1F

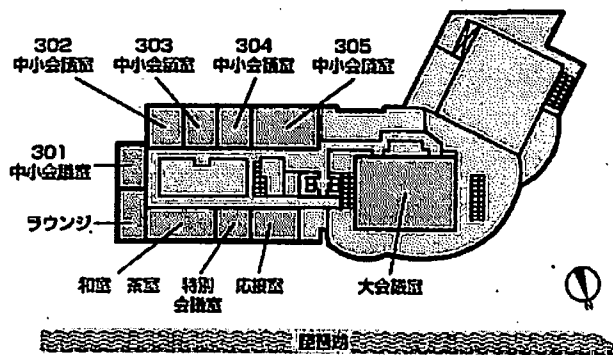


2F



3F

●大会議室 ●会議室 ●和室 ●茶室 ●特別会議室 ●応接室 ●ラウンジ



<県民交流センター会議室一覧>

室名	面積	定員	仕様
ピアザホール	558㎡	426席	シアター(フラット仕様可)
大会議室	488㎡	216席	スクール
201会議室	70㎡	24席	口の字
202会議室	69㎡	24席	スクール
203会議室	123㎡	48席	スクール
204会議室	123㎡	48席	スクール
205会議室	97㎡	38席	スクール
206会議室	89㎡	38席	スクール
207会議室	177㎡	81席	スクール
301会議室	89㎡	30席	スクール
302会議室	97㎡	38席	口の字
303会議室	88㎡	38席	口の字
304会議室	89㎡	38席	スクール
305会議室	170㎡	72席	スクール
特別会議室	77㎡	20席	口の字
応接室	78㎡	14席	口の字
和室	54㎡		22畳
茶室	37㎡		10畳+4.5畳
練習室	92㎡		ピアノ常設

2-3 県民交流センターの運営

○管理体制

- ・平成 11 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日  
 県直営施設 ※(財)淡海文化振興財団へ管理運営委託  
 所長——次長——職員 ※すべて県派遣職員
- ・平成 18 年度より指定管理制度導入  
 平成 18～20 年度指定管理者：(株)コングレ  
 平成 21～25 年度指定管理者：ピューテック(株)

## 2-4 ピアザ淡海の概要

### (1) 設置目的・建物概要

「それぞれ課題を抱える共済宿泊施設や自治研修施設、旅券発給施設という3つの施設を1カ所に移転新築するのに加え、多目的会議室や国際会議室を備えた県民交流施設を一体的に建設し、相互に有機的な利用を図ろうとする複合施設」（平成8年12月県議会総務部長答弁）である。

【出展：平成9年6月総務企業常任委員会資料「ピアザ淡海整備事業の概要」】

#### ○事業概要

共済宿泊施設、自治研修施設、県民交流施設、旅券発給施設からなる複合施設。

#### 共済宿泊施設（ホテルピアザびわ湖）

自治体職員の福利厚生の上昇を目的として地方職員共済組合滋賀県支部と滋賀県市町村職員共済組合が共同して設置する。

#### 自治研修施設（自治研修センター）

高度情報化、国際化等、社会環境の急激な変化に伴い複雑・多様化する行政ニーズに対応し、高度な知識・技術を備えた多彩な人材の育成を図るため、滋賀県および公益財団法人滋賀県市町村振興協会が共同して設置する。

#### 県民交流施設（県民交流センター）

各種会議、学会・シンポジウム、展示会や研修・文化活動の発表等多様な催しができる会議施設を持ち、県民や内外の人々の交流を促進する県民交流施設を設置する。

#### 旅券発給施設（パスポートセンター）

年々増大する旅券申請に対応し、県民サービスの向上を図るため旅券発給施設を設置する。

#### ○建物概要

- ・竣工年月：平成11年4月
- ・所在地：大津市におの浜一丁目1番2号
- ・建設費：約124億4,300万円 ※県債残額約30億円（平成24年7月時点）
- ・敷地面積：6,048.97㎡ ※県所有
- ・建築面積：4,125.86㎡ ※区分所有
- ・延床面積：26,399.03㎡（ピロティ1,058.60㎡含む）

#### <施設別面積割合>

共済宿泊施設	自治研修施設	県民交流施設	旅券発給施設	地下駐車場	ピロティ	合計
6,126.55㎡ 24.177%	5,485.29㎡ 21.646%	9,868.89㎡ 38.945%	538.90㎡ 2.127%	3,320.80㎡ 13.105%	1,058.60㎡ -	26,399.03㎡ 100.00%

- ・建物規模：地下1階、地上10階、塔屋2階
- ・建物高さ：42.56m
- ・建物最高高さ：51.48m
- ・構造種別：鉄骨鉄筋コンクリート造



(2) ピアザ淡海開設当初利用見込

<年間利用者数>

- 共済宿泊施設：85,000人
- 自治研修施設：17,000人
- 県民交流施設：173,000人
- 淡海ネットワークセンター：8,000人
- 国際友好親善協会（当時）：6,000人
- 旅券発給施設：119,000人

合計 408,000人

※ 共済宿泊施設、自治研修施設、淡海ネットワークセンター、国際友好親善協会、旅券発給施設については、従来施設の実績に基づく推定。

県民交流施設は、次により推定。

会議室総数（1,105人）×稼働率（0.7）×入場率（0.65）×開館日（345日）  
=173,000人

<管理経費見込（平成11年度）>

（千円）

	管理費 光熱水費・ 管理委託料	その他管理費 舞台・設備設備 点検等経費	管理組合 人件費	人件費 （新規分）	計	収入
県民交流施設 会議室等 地下駐車場	129,808 118,998 10,810	30,418	8,774	71,000 — —	240,000	使用料 72,000 共益費 6,116
(国際友好親善協会) (淡海文化振興財団)	(2,820) (3,296)				(2,820) (3,296)	
旅券発給施設	5,084	—	432	—	5,516	
自治研修施設	42,176	4,974	3,677	—	50,827	
県	24,686	2,910	2,152	—	29,748	
市町村	17,490	2,064	1,525	—	21,079	
共済宿泊施設	120,432	—	4,117	—	124,549	—
計	297,500	35,392	17,000	71,000	420,893	78,116

<稼働見込（平成11年度・県民交流センター）>

	想定稼働率		想定稼働率
ピアザホール	70%	特別会議室	40%
大会議室	80%	特別控室	30%
中会議室(平均)	65%	和室	20%
小会議室(平均)	60%	練習室	30%
平均			55%

### (3) 管理状況

#### <団体（区分所有者）別面積割合>

滋賀県	(公財)滋賀県市 町村振興協会	地方職員共済組合 滋賀県支部	滋賀県市町村職員 共済組合	ピロティ(共 用)	合 計
16,935.62㎡ 66.833%	2,278.26㎡ 8.991%	3,063.275㎡ 12.109%	3,063.275㎡ 12.088%	1,058.60㎡ -	26,399.03㎡ 100.000%

#### <各施設の管理状況>

施設名	管理の状況
ホテルピアザびわ湖	地方職員共済組合滋賀県支部による経営 (施設は、滋賀県市町村職員共済組合との共同設置・ 運営。滋賀県市町村職員共済組合は、地方職員共済組 合滋賀県支部に経營業務を委託。)
自治研修センター	自治研修センターによる直営 (自治研修センターは、県政策研修センターと市町村 職員研修センターによる共同管理。市町村職員研修 センターは(公財)滋賀県市町村振興協会から使用 貸借。県においては行政財産の位置付け。)
滋賀県パスポートセンター	観光交流局による直営
滋賀県立県民交流センター 地下駐車場	県立施設として、県民活動生活課より指定管理者(ビ ューテック(株))へ委託
共用部分	ピアザ淡海管理組合による直営※

#### ※ピアザ淡海管理組合

区分所有者から構成。共用部分等に係る設備運転、清掃、警備、設備点検などの管理を行う。

#### <事務局>

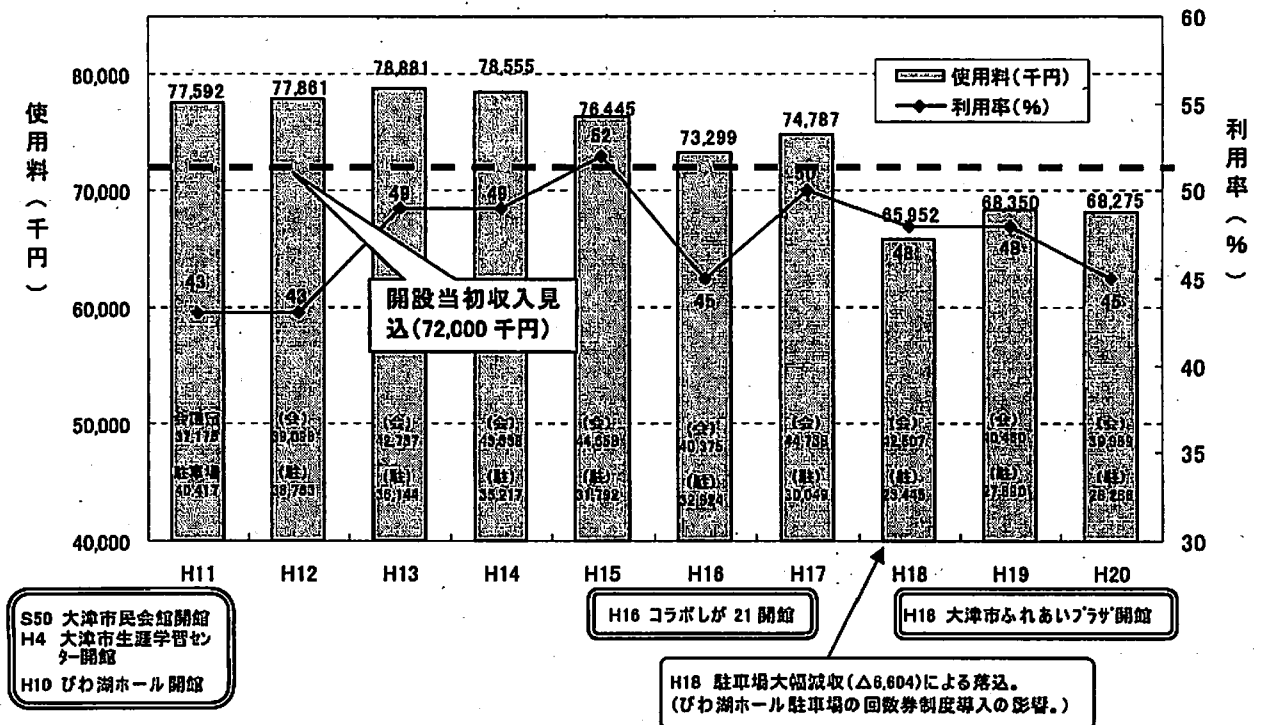
- ・平成11年度～17年度：県民交流センター(財)淡海文化振興財団へ管理運営委託)
- ・平成18年度～現在：ホテルピアザびわ湖

### 3. 県民交流センターの見直し経緯

#### 3-1 公の施設の見直しに関する提言

公の施設のあり方について、県の果たすべき役割や施策目的の効果的・効率的な達成などの観点から幅広く検討する必要があることから、滋賀県行政経営改革委員会において、外部の視点から集中的に検討が行われ、平成21年8月、同委員会から、「公の施設の見直しに関する提言」が出され、県民交流センターについては「施設を廃止すべき」とされた。

＜提言時における県民交流センター使用料・利用率＞



【公の施設検討改革方針検討小委員会委員発言要旨】(平成 21 年 2 月・4 月)

#### ○ 県民交流センター

- この建物(ピアザ淡海)は結局、ホテルか、センターか、何が作りたかったのかわからない。
- 近隣では、規模が少し小さいが、(大津市立)生涯学習センターが類似施設になる。県が維持する必然性は強いのか。
- 生涯学習センターなどの代替施設もあるし、コラボしが 21 ができた時点で会議室の意味は終わっており、近辺は会議室の集積地になっている。県立びわ湖ホール・大津市民会館・コラボ 21 で代替可能である。
- 県立男女共同参画センターの機能は必要だが、現在の場所で施設を維持管理する必要はないのではないか。他方、県民交流センターは近隣に類似の施設が多くあって稼働状況も芳しくないので、男女共同参画センターを県民交流センターの場所に移せばよい。

- ・ 男女共同参画センターを移転するとしたら、蔵書は一部を持ってきて、残りは県立図書館に寄贈したらどうか。施設をもつ必要はない。



#### 【公の施設の見直しに関する提言】（平成 21 年 8 月）

##### <県民交流センター>

○方針：廃止

○見直し内容：近隣に類似施設があり、利用率も低いことから、現在の指定管理期間終了後（平成 25 年度）、施設を廃止するべきである。廃止後の施設については、他用途への転換を検討するべきである。

##### ※参考<男女共同参画センター>

○方針：移転

○見直し内容：施設が老朽化し、多額の修繕費用を要することが見込まれることから、廃止を提言している県民交流センターへ移転するなど、現有施設を廃止する方向で検討するべきである。

### 3-2 公の施設見直し計画

県民交流センターは、滋賀県行政経営改革委員会からの「施設を廃止すべき」との提言を受け、同年12月に策定された「外部団体および公の施設見直し計画」において、「公の施設としての機能を平成25年度末をもって廃止。廃止後の施設の活用について幅広く検討を行う」こととされた。

#### 【公の施設見直し計画】（平成 21 年 12 月）

##### <県民交流センター>

○見直しの方向：廃止

○見直し方針：設置当初に比べ県内各地に類似施設が整備され、一定の役割を終えたことから、公の施設としての機能を平成 25 年度末をもって廃止します。廃止後の施設の活用について、幅広く検討を行います。

○具体的取組内容：

- ① 施設の廃止に向けて、平成 21 年度からピアザ淡海入居機関との事務調整を行います。
- ② 廃止後の施設の活用について、関係各課・ピアザ淡海入居機関・有識者による検討会を設置し、他の県施設の移転や民間への貸付・売却を含め、幅広く検討を行います。

##### ※参考<男女共同参画センター>

○見直しの方向：抜本的な見直し

○見直し方針：県民ニーズや社会情勢が変化してきていることから、他施設の活用状況を踏まえながら、施設機能およびセンターのあり方について施設の移転も含め、抜本的な見

直しを行い、平成 24 年度までに方針を決定します。

○具体的取組内容：

- ① 有識者等による第三者委員会を設置し、県民ニーズや社会情勢の変化に対応した機能の複合化や事業展開など、これからの拠点施設としてのあり方を検討します。
- ② 検討結果を踏まえ、施設の移転も含めて抜本的な見直しを行い、平成 24 年度までに方針を決定します。

男女共同参画センターについては、「男女共同参画センターのあり方検討委員会」において、平成 22 年 8 月から翌年 6 月にかけて、5 回にわたり今後のあり方が検討され、その結果、「現在地（近江八幡市）において運営を継続することが適切」と報告された。

県として、この報告内容をふまえ、男女共同参画センターは、現在地における立地・運営を継続するという運営方針を平成 23 年 10 月に策定し、常任委員会に報告された。

これにより、「他の県施設の移転」の対象となっていた男女共同参画センターの、県民交流センターへの移転の可能性はなくなった。

### 3-3 県民交流センター関係者会議

公の施設見直し計画における方針に基づき、平成 21 年度から行ってきたピアザ淡海入居機関との事務調整は下記のとおりである。

平成 22 年 3 月	県民交流センター廃止にかかる関係機関協議 ○出席者：県政策研修センター、県パスポートセンター、市町村職員研修センター、地方職員共済組合、(財)滋賀県国際協会、(財)淡海文化振興財団、県民交流センター指定管理者、県民活動課 ＜県民交流センター廃止後の施設活用について（主な意見）＞ ・ピアザ入居者それぞれが各自で移転等を決めて、それぞれで動く、施設全体の価値を下げることになるのではないかと。ピアザ全体で考えるべき。 ・複合施設としてそれぞれが有機的に機能するというピアザ設立目的を再考する必要があるのでは。
平成 22 年 6 月	第 1 回県民交流センター廃止後の活用検討会ワーキンググループ ＜メンバー＞ 県政策研修センター、県パスポートセンター、市町村職員研修センター、地方職員共済組合、市町村職員共済組合、ピアザ淡海管理組合、県民活動課 ＜議事＞ ・県民交流センター廃止後の活用検討会について ・ピアザ淡海各施設運営状況について ＜主な意見＞ ・売却等するにしても、複合施設なので条件整備が難しいのではないかと ・維持管理費が高いことについて、民間への運営委託を含めピアザ全体で考えてはどうか ・男女共同参画センターの見直しの行方を踏まえて検討する必要がある
平成 22 年 9 月	類似施設である京都市アバンティホールの有償譲渡についてヒヤリング

平成 23 年 9 月	<p>第 2 回廃止後の活用検討会ワーキンググループ</p> <p>&lt;議事&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討の方向性と問題点について</li> <li>・ 外部委員を含む活用検討会の設置について</li> </ul> <p>&lt;主な意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画センターの移転が見込めず、他の候補施設も考えられない</li> <li>・ ピアザ淡海全体の売却は、ホテルの借入金の返済期限等を考慮すれば現実としてありえない</li> </ul>
平成 24 年 1 月	<p>県民交流センター活用検討会設置</p>
平成 24 年 3 月	<p>第 3 回廃止後の活用検討会ワーキンググループ</p> <p>&lt;議事&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民交流センター活用検討会の設置について</li> </ul> <p>&lt;主な意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民交流センターだけの問題ではないことを十分説明してほしい</li> <li>・ ピアザ淡海の成り立ちや施設全体を理解いただく必要がある</li> </ul>

## 4. 県民交流センターを巡る状況

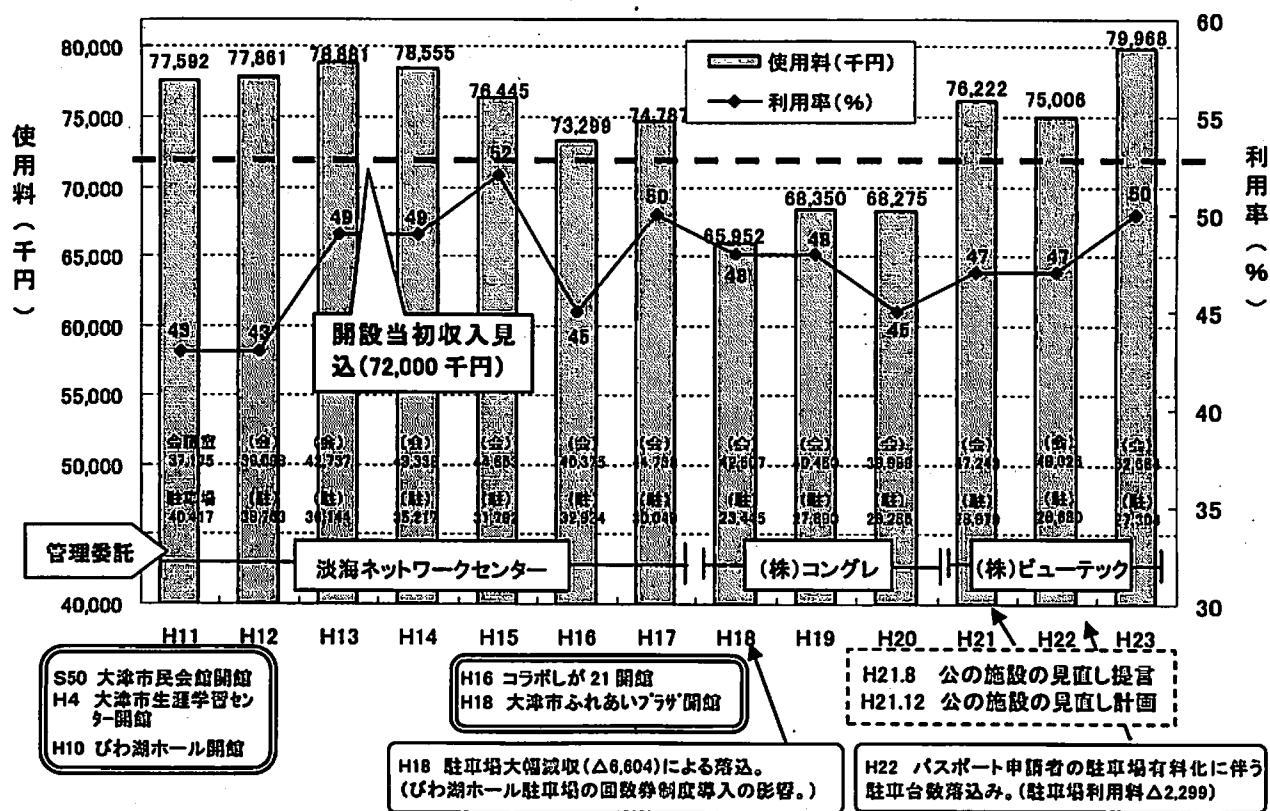
### 4-1 県民交流センターおよび周辺類似施設の利用状況

公の施設見直しに関する提言では、「近隣に類似施設があり、利用率も低い・・・」とし、「廃止」を提言されたが、この提言では類似施設が具体的にどこを指すのか明記されていない。ただ、提言に先立つ「公の施設検討改革方針検討小委員会（平成21年2月、4月）」における委員発言の中で、大津市立生涯学習センター、コラボしが21、県立びわ湖ホール、大津市民会館の名が挙げられている。（これら施設の概要については資料編 P43 を参照。）なお、利用率については、それら類似施設の利用率を挙げて比較されてはいない。

提言が出された時点と現在の県民交流センターおよび周辺類似施設の利用状況については下記のとおりである。

#### (1) 利用率

##### <県民交流センター>



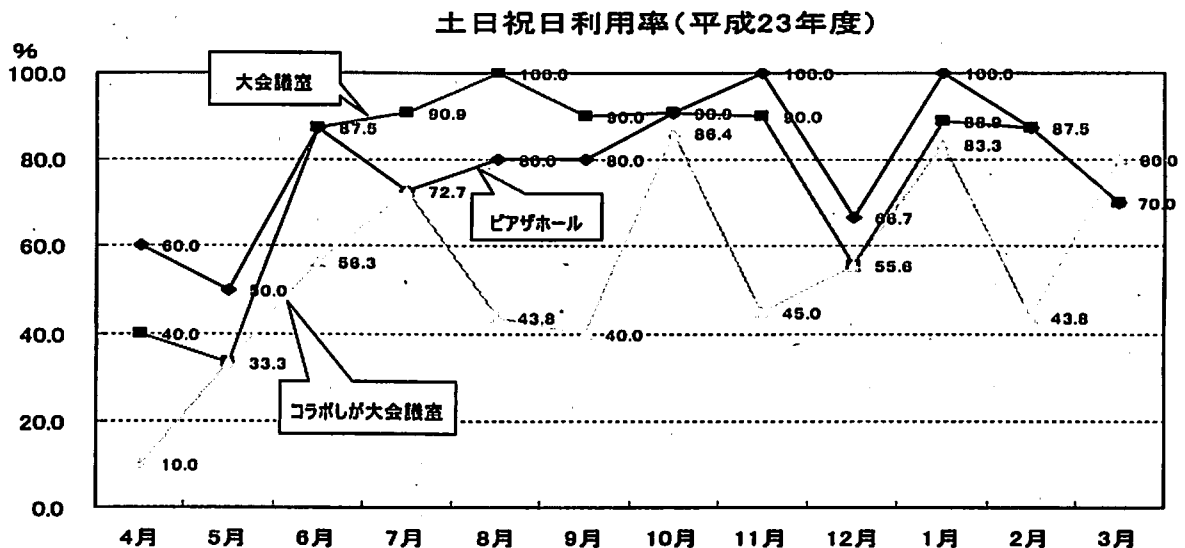
県民交流センターの管理については、開設時から平成17年度までは県の委託を受けて(財)淡海ネットワークセンターが行っていたが、平成18年度からは指定管理者制度を導入している。制度導入から3箇年は、利用率、利用料金収入とも導入前を下回ったが、指定管理者が変わった平成21年度からは、管理者の努力により利用料金収入は飛躍的にのび、利用率も従前の水準に回復しつつある。

提言の根拠となった平成17年度から20年度の利用率を改めて確認すると、50%か

ら 45%に落ち込む内容となっているが、翌年からは上昇に転じ、平成 23 年度には平成 17 年度と同じ 50%にまで回復している。

なお、平成 11 年度の開設以来の利用率では、開設前に想定していた平均利用率 55%には及ばないものの、開設年度の利用率（43%）以上を開設来 13 年間維持している。

これら利用率は利用用途が限定される練習室や応接室等も含んだ平均の数字であり、301 会議室（81%）、ピアザホール（61%）、大会議室（58%）など、18 のホール・室のうち、7 室以上が 55%を越える利用率となっている（年度はいずれも平成 23 年度）。特に土日祝日に多く利用されており、土日祝日の平均利用率は、ピアザホール 78.8%、大会議室 77.0%となっている。



### ＜周辺類似施設＞

周辺施設の利用状況を、類似する会議室別に比較すると、次のとおりとなっている。（数字はいずれも平成 23 年度の利用率。）

#### ■ホール

施設	席数	利用率
県民交流センターピアザホール	426 人	61%
びわ湖ホール(中ホール)	804 人	75%
同上 (小ホール)	323 人	68%
大津市生涯学習センターホール	500 人	33%
大津市民会館(大ホール)	1,300 人	47%
同上 (小ホール)	200 人	35%

#### ■大会議室

施設	席数	利用率
県民交流センター大会議室	216 人 (468 m <sup>2</sup> )	58%
コラボしが21大会議室	210 人	46%
大津市ふれあいプラザホール	168 人	50%

#### ■中小会議室(平均)

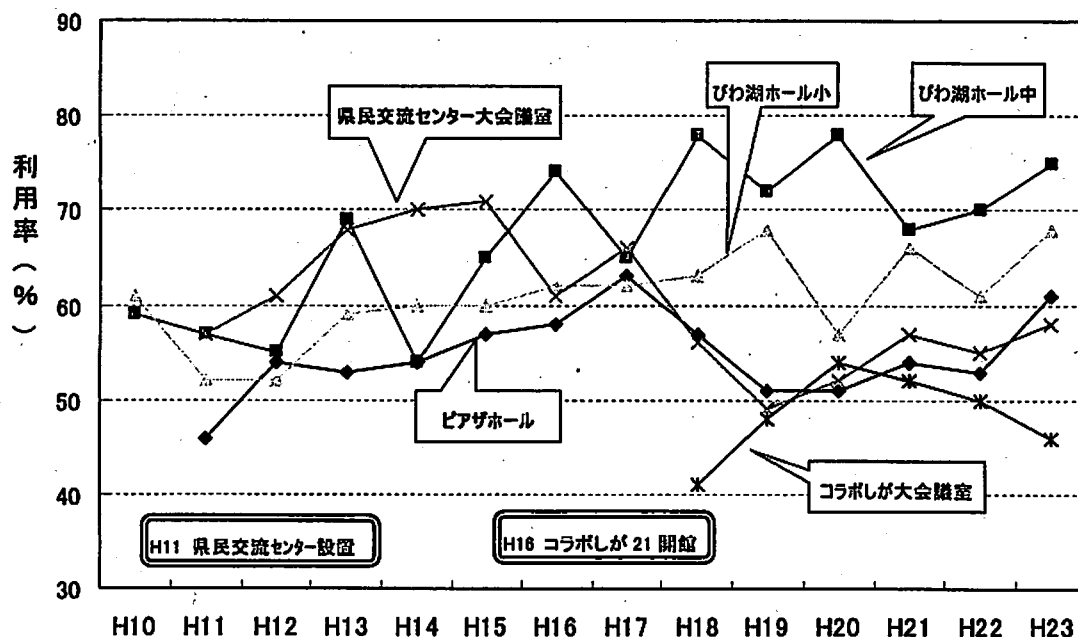
施設	席数	利用率
県民交流センター中小会議室	24~81 人 (69~177 m <sup>2</sup> )	53%
コラボしが 21 中会議室	45 人	36%
大津市生涯学習センター会議室	12~72 人	53%
大津市ふれあいプラザ中小会議室	24~78 人	53%

#### 【参考(他府県施設)】

- 国立京都国際会館  
国際会議室(200~950 m<sup>2</sup>): 55.6%(H22)
- 大阪府立国際会議場(グランキューブ大阪)  
特別会議場(393 m<sup>2</sup>): 59.1%(H22)  
会議室(42~541 m<sup>2</sup>): 66.7%(H22)
- 横浜国際平和会議場(パシフィコ横浜)  
中小会議室(46~500 m<sup>2</sup>): 62%(H22)



周辺類似施設利用率

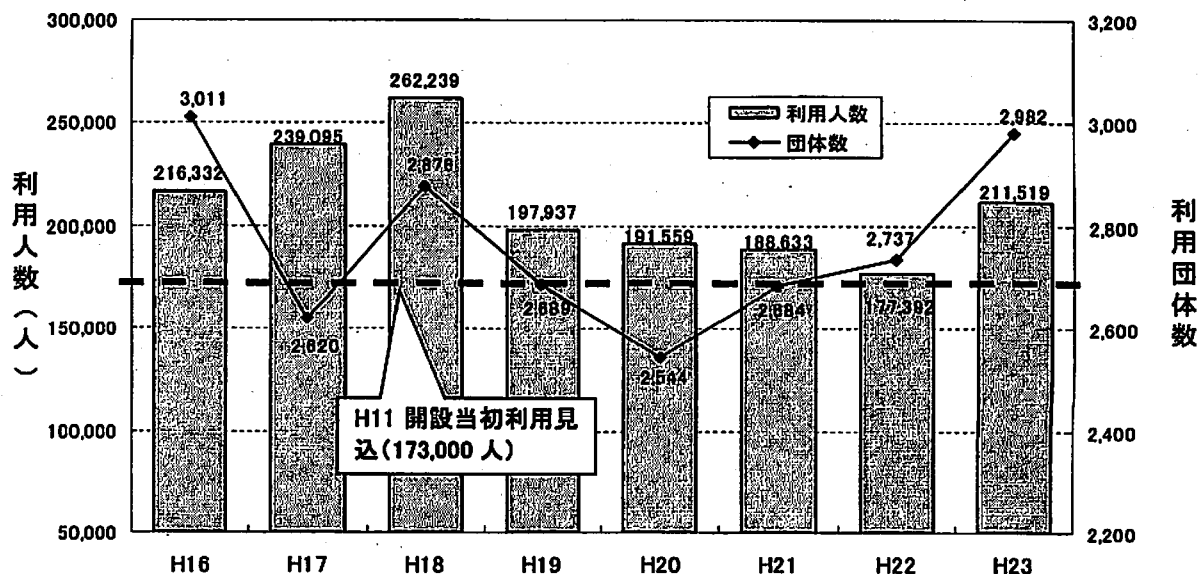


会議室の場合は、会議用途等によって適正規模が異なることから、必ずしも大が小を兼ねる訳ではなく、適した室の形態もあるなど単純な比較は難しいが、それらを差し引いても、周辺施設の利用率と比べ、決して県民交流センターの利用率が低いとは認められない。また、周辺施設も一定の利用状況を保っている。

(2) 年間利用者

県民交流センターの過去8年の年間利用者の平均は約 21 万人と、当初見込の 17 万 3 千人より 2 割多い数字となっており、団体数の平均は 2,768 団体である。

<県民交流センター利用者推移>



利用人数は、平成 19 年度から落ち込みつつあったが、平成 22 年 10 月からホームページ上で利用状況の公開を始めたこと、平成 23 年度からは休所日の電話受付に加え、休所日の利用も相談に応じ可能としたこと、また、開室時間の繰り上げにも弾力的に応じるなど、利用者サービスの改善を図ったことにより、5 年ぶりに 20 万人を超える利用者数となっている。

その他、グラフの数字には表れていないが、平成 22 年度からロビーを活用した絵手紙展や講演会の開催により、ピアザ淡海への来場者自体を増やす取組も始められている。

周辺施設の利用者数との比較では、施設毎に全体の規模が異なるため一概にはいえないものの、類似する会議室ごとに平成 23 年度の利用者数を比べると下記のとおりであり、利用率と同様、県民交流センターの利用者は周辺施設と比べ決して少なくない。なお、利用団体の属性では、行政以外の一般の利用が 9 割（90.6%）であり、うち非営利団体の利用が 7 割近く（66.5%）を占めるなど、県民の交流を目的とした設置趣旨とも合致した利用形態となっている。

<周辺類似施設利用者数（H23 年度）>

周辺施設の利用者数を、類似する会議室別に比較すると、次のとおりとなっている。

■ホール

施設	利用者数
県民交流センターピアザホール	64,246 人
びわ湖ホール(中ホール)	37,341 人
同上 (小ホール)	22,749 人
大津市生涯学習センターホール	24,814 人
大津市民会館(大ホール)	78,049 人
同上 (小ホール)	9,456 人

■中小会議室（計）

施設	利用者数	平均利用者数/室
県民交流センター中小会議室	98,818 人	8,234.8 人
大津市生涯学習センター会議室	43,452 人	4,345.2 人

※コラボしが 21、大津市ふれあいプラザは利用者数データなし

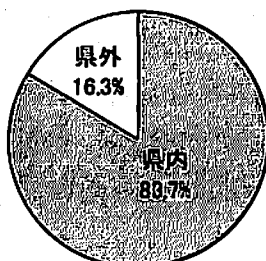
■大会議室

施設	利用者数
県民交流センター大会議室	40,190 人
大津市ふれあいプラザホール	28,124 人

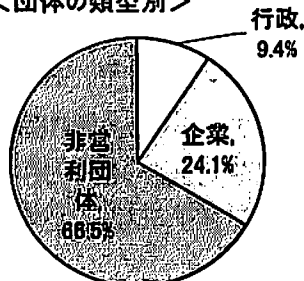
※コラボしが 21 は利用者数データなし

<県民交流センター利用団体属性（H23 年度）>

<県内・県外の別>

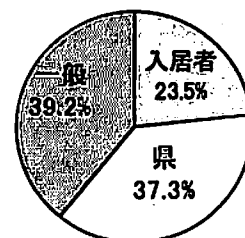


<団体の類型別>



※参考

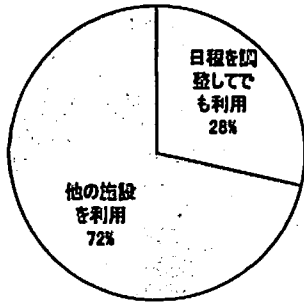
<コラボしが 利用者内訳(H23)>



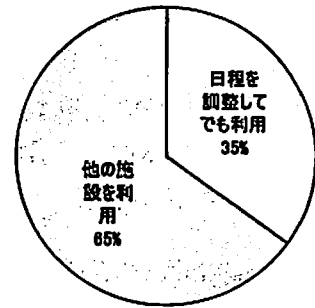
(3) 利用者の声

過去、県民交流センターを利用したことのある団体等あてに、県民交流センターの代替可能性について尋ねた結果、下記のとおり約3割の利用者が他施設で代えるのではなく、県民交流センターを利用したいと回答している。(アンケート結果詳細については資料編P46を参照。)

<目的の会議室が塞がっていた場合の対応>



<月曜日(休館日)の場合はどうするか>

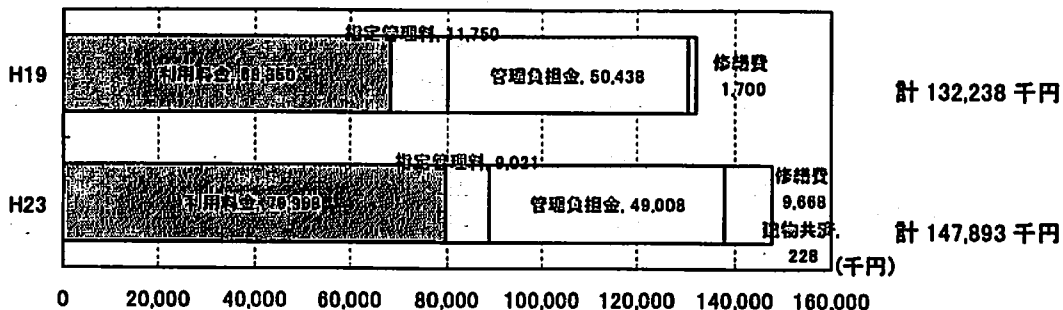


4-2 県民交流センターの収支状況

(1) 収入

県民交流センターの収入を、提言時に参考とされた平成19年度と23年度とで比較すると、132,238千円から147,893千円と15,655千円の増加となっている。

収入内訳



※管理負担金：ピアザ波海管理組合管理負担金(共用部分等に係る警備、清掃、設備点検費用等)

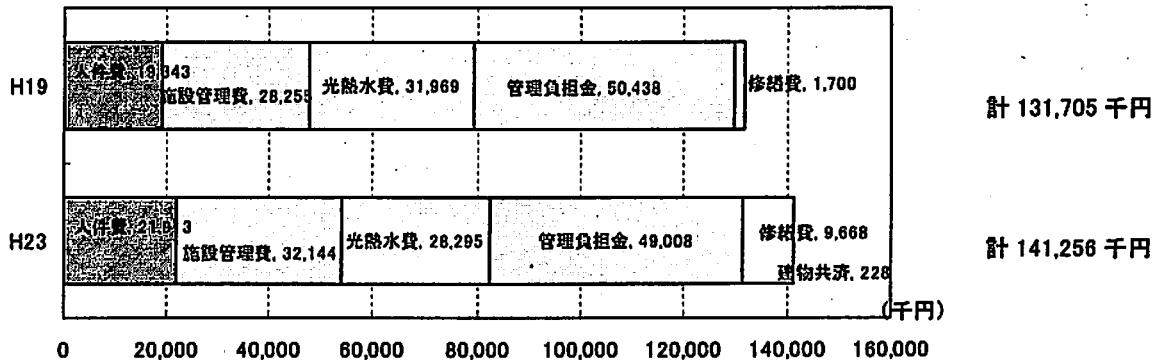
この大きな要因は、利用料金収入が11,618千円の増収となったこと、また、県からの修繕費が約8,000千円増えたことである。(ただし、修繕費はそのまま支出となるので、収支差額には影響しない。管理負担金も同様である。)

利用料金収入については、4-1(1)のグラフのとおり、開設以来、目標数字である収入見込額72,000千円を(平成17年度まで)7年連続して上回るなど、良好な数字であった。平成18年度に、びわ湖ホール駐車場の回数券制度導入の影響により駐車場収入が大きく落ち込んだため、初めて72,000千円を下回ったものの、その後平成21年度には76,222千円と回復。平成23年度には過去最高を記録している。

(2) 支出

一方、支出額をみると、131,705千円（H19年度）から141,256千円（H23年度）とこちらも9,551千円と増えている。これは、修繕費が約8,000千円増加したこと、また、（指定管理者の）人件費が2,500千円アップしたことが大きな要因である。

支出内訳



4-3 ピアザ淡海入居機関等との関わり

ピアザ淡海は、共済宿泊施設、自治研修施設、県民交流施設、旅券発給施設が一体となり、相互に有機的な利用を図ろうとする複合施設であり、現に連携が図られている。

(1) ホテルピアザびわ湖

ホテルピアザびわ湖の営業収入に占める県民交流センターの利用に係るものの割合は、平成23年度では、分かっている分だけで14%（53,140千円）となっている。特に会食部門では35%（38,713千円）、会議部門では68%（6,434千円）を占めている。

(2) 滋賀県市町村職員研修センター

平成7年3月に策定された「滋賀県市町村職員研修施設整備基本計画」では、自治研修センターは、研修施設を県と共同で設置する中で、100人以上の研修については、県民交流センター大会議室およびピアザホールで行い、さらに、演習室等が不足するときは、県民交流センターの会議室を利用することが前提となっており、両施設の効果的、効率的な活用を図ることを前提に機能を分担し、整備されている。

(3) 滋賀県政策研修センター

政策研修センターにおいては100名を超える研修は、市町村職員研修センターと同様に県民交流センターの大会議室またはピアザホールで行っている。

なお、4・5階にある自治研修センターは、県と市町村振興協会が区分所有し、県においては行政財産の位置付けになっている。また、政策研修センターと市町村職員研修センターが共同で利用する施設であるため、ピアザ淡海の入居機関相互の有機的な利用には、一定の制限が発生する。

## 5 県民交流センターの見直しに係る課題

平成21年に公の施設見直し計画が策定された頃と比較すると、利用率や使用料収入は改善している。この現状を踏まえ、今回、県民交流センターの設置目的（2-1参照）を念頭に置き、県民交流センターが果たしてきた役割と、提言時の背景やピアザ淡海入居機関等との関係（第4章参照）も考慮に入れ、提言が抱える課題を次のとおり整理した。

### 5-1 県民交流センターが果たしてきた役割

ここまで、県民交流センターが果たしてきた役割は、大きくは次の2点と考えることができる。

#### (1) 県民活動促進のための施設および設備の提供

県民交流センターは、前述したとおり、「生き生きとした地域づくりを目指して、社会貢献活動やその他の様々な分野における自発的な活動に参加する県民が集い、交流するため、自発的な県民活動への支援、学術研究活動への支援、その他の公的・公益的活動への支援を行う」ことを目的に設置された施設である。

ホール、大会議室のほか、中小様々なタイプの会議室や機材を備えることにより、各種会議、学会・シンポジウム、展示会や研修・文化活動の発表等、様々なジャンルの活動を行う多くの県民のニーズに应运ってきた。

また、地域社会への貢献および県民活動を促進するための取り組みのひとつとして、文化活動を行う県民への1階ロビーの開放などを行っているところである。

#### (2) ピアザ淡海入居機関の相互補完機能

県民交流センター利用者のホテル（会食部門等）の利用や、研修センターが実施する大規模研修での利用等を行ってきたところである。

### 5-2 公の施設の見直し提言を踏まえた検討

#### (1) 周辺類似施設の代替性

周辺の類似施設の状態は決して低いわけではないことから、仮に県民交流センターを廃止した場合、年間21万人の利用者を周辺類似施設で代替させることは現実的には困難であると考えられる。

また、県民交流センターは、ピアザホールや大会議室のほか、12の中小会議室等を持つ施設であり、このようなまとまった会議室を持つ施設は県内にはない。廃止した場合には本年7月に開催されたASLO（先進陸水海洋学会）のような複数の会議室を必要とする会議等の本県での開催が困難になるなど、県として滋賀の特性を活かしてMICE\*の誘致をアピールしている中、支障が生ずるものと考えられる。

※MICE: 企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字のこと。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。【観光庁HP <http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kokusai/mice.html>より】

## (2) 利用率、利用者数の状況

県民交流センターの利用率および利用者数は、指定管理者が変わった平成21年度以降増加しており、周辺の類似施設よりもむしろ高い状況にある。

## (3) 利用料収入の状況

利用料金収入は、指定管理者制度導入から3箇年は導入前を下回った。しかし、平成21年度からは、利用料収入は飛躍的にのび、平成23年度には過去最高の利用料収入となっている。

## (4) ピアザ淡海入居機関に与える影響

県民交流センターは単独の施設ではなく、複合施設であるピアザ淡海を構成する一機関である。複合施設であるという現状に照らし、施設全体に及ぼす影響を踏まえた上で、望ましいあり方を見直す必要がある。

### ① ピアザ淡海管理組合

ピアザ淡海管理組合としては、管理費用（保守点検、警備・清掃業務、光熱水費等）に占める県民交流センターの負担割合は43%（平成24年度予算ベース 86,000千円※/198,000千円）となっていることから、仮に県民交流センターが廃止されるのであれば、その後に、管理費用の負担能力のある団体の入居が必要不可欠である。入居団体が見つからなければ、センター所管部局の負担により、施設運営を回っていかざるを得なくなる。（※管理組合負担金（保守点検、警備・清掃業務に係る分）52,000千円、光熱水費34,000千円）

### ② ホテルピアザびわ湖

4-3(1)に記載のとおり、ホテルピアザびわ湖の営業収入に占める県民交流センターの利用に係るものの割合は、平成23年度では、分かっている分だけで14%（53,140千円）、特に会食部門では35%（38,713千円）、会議部門では68%（6,434千円）を占めており、仮に県民交流センターが廃止となると、ホテルの営業収支に大きな影響を及ぼすこととなる。

### ③ 滋賀県市町村職員研修センター

県民交流センターが廃止されると100人以上が集まる研修等が行えなくなる。また、この研修施設は、（公財）滋賀県市町村振興協会が区分所有し、市町村職員の研修施設として使用する目的に限り市町村職員研修センターに使用貸借されているものであり、その経緯や目的からも、研修センターや同協会の権限を阻害する施設の運営方法や研修の円滑な運営に支障となる事業、行為は困難である。

### ④ 滋賀県政策研修センター

市町村職員研修センターと同様に、県民交流センターが廃止されると、同一施設内では新規採用職員研修など100人以上が集まる研修等が行えなくなる。

## 6. これからの県民交流センターの目指すべき方向性

ここまで見てきたとおり、県民交流センターのホールや会議室は、様々な活動を行う場として年間 21 万人以上の利用実績があり、仮に廃止するとした場合、これらの利用者を周辺施設ですべて代替させることは難しい。

また、ホテルや研修センター等ピアザ淡海入居機関の利用に支障がないようにするためには、その会議室機能を継承することが望ましい。

ただ、公の施設の見直し計画において、廃止を前提に幅広く検討を行うとされていることから、民間への貸付や売却等を行った場合の課題を検証する。

### 6-1 目指すべき方向性の選定にあたっての課題比較

#### (1) 廃止

- ① 県民交流センターの廃止は、21 万人の利用者にとって活動の場を失わせ、自発的な県民活動への機運を削ぐことになる。
- ② 県・市町村研修センターの研修の実施に支障を来すと考えられる。さらに、ホテルピアザびわ湖の売上への影響がかなり大きいことが懸念される。
- ③ コスト面では、指定管理料や修繕費等（約19,000千円）が不要になるが、管理組合負担金\*および建物共済費（約50,000千円）は県として引き続き負担する必要がある、大幅なコスト削減にはつながらない。（\*保守点検、警備・清掃業務に係る費用）
- ④ 複数の会議室を必要とする国際会議や学会等の誘致、開催が困難となる。

#### 【廃止の場合、必要となる手続き】

- ・設置条例の廃止（用途廃止→普通財産化）

#### (2) 売却

- ① 利用者への影響がないようにするためには、現在の利用形態を維持することを売却条件とすることが必要であるが、現行の会議室使用料では運営コストや管理組合負担金を賄うことが不可能であり、運営を維持するためには使用料金の値上げが必須となる。
- ② 利用形態を維持するという条件を外せば、買い手は現れるかもしれないが、「廃止」の場合と同じく利用者への影響が大きく、また使用用途によっては建物全体での相互補完機能に大きな支障が生じることになる。
- ③ 指定管理料や修繕費等（約19,000千円）のほか、管理組合負担金および建物共済費（約50,000千円）が不要になることから、県の財政負担を軽減できるが、①および②の課題への対応、加えて約50,000千円という管理組合負担金等を支払わねばならないことから、買い手が現れる可能性はきわめて低い。

#### 【売却の場合、必要となる手続き】

- ・設置条例の廃止（用途廃止→普通財産化）
- ・不動産評価（売却額の決定）
- ・売却先の公募

・県債（H24.7現在残額 約30億円）の繰り上げ償還（可能性）

### （3）民間等への貸付

- ① 売却の場合と同様に、現在の利用形態維持を義務付けた上の貸付とすれば、利用者への影響は少なく、さらに民間による効率的な管理運営が期待できる。
- ② コスト面では、県として指定管理料が不要になるほか、借り手が光熱水費、修繕費等以外に、管理組合負担金および建物共済費（計約50,000千円）についても負担することができれば、県としての負担は無くなる。ただし、現状の使用料だけで黒字化することは不可能なため、借り手が現れる可能性はきわめて低い。
- ③ 借り手が現れた場合であっても、貸付のためには普通財産化が前提となるため、次の借り手が無くなった場合には売却に伴うリスクが常につきまとうことになる。このため、貸付先を県に関連が深い機関に限定することも考えられる。
- ④ 原則として借り手は相当高額の借受料（年間約3億円<sup>※</sup>）を県に支払うこととなる。その場合、施設利用料がかなり値上がりすることが見込まれ、利用者への影響や、利用率の低下等が生じる可能性がある。

※目的外使用料を基とした概算。駐車場を除く。

【民間等への貸付の場合、必要となる手続き】

- ・設置条例の廃止（用途廃止→普通財産化）
- ・貸付先の公募

## 6-2 目指すべき方向性

これからの県民交流センターの目指すべき方向性を、廃止、売却、民間への貸付、存続の場合が抱える課題から検討する中で、県民交流センターは、活動拠点として多くの県民に利用されている施設であること、また、琵琶湖岸の会議施設・宿泊施設の集積ゾーンに立地し、コンベンションを初めとする観光等の面で今後さらなる活用が期待できる施設であることなどが再確認できた。

このような県民交流センターを巡る状況と、センターがこれまで果たしてきた役割を総合的に検証した結果、本検討会としては、廃止や機能停止、利用者負担の上昇といったリスクを抱える売却や貸付はすべきではなく、「運営改善を図ることにより存続」するのがもっとも望ましいと判断する。

ただし存続に当たっては、経費削減と併せて更なる利用促進を図り、運営改善に努めることが必要であると考え。コスト面では、徹底した節電対策によりこの2箇年で光熱水費を約380万円削減するなど、既に成果を挙げているところもあるが、保守委託料の内容見直し等により、施設管理費を更に削減することは可能だと考えられる。

利用促進という課題に対しては、ここ数年、休所日の利用対応や開室時間の弾力的対応など、利用者サービスの向上に努めてきたところであるが、今後は、幅広い営業活動に加え、「午前・午後・夜間」という利用区分単位の見直しや延長時の利用料金の弾力化など、利用者アンケート結果を踏まえた利用率向上のための取組が必要である。



## 検討を終えて～県民交流センターのこれからに向けて～

本検討会では、施設の活用に向けての問題点等を検証するため、県民交流センターを「廃止」とした提言の分析と、分析結果に基づく望ましい施設の姿について総合的に検討してきた。

「廃止」提言の理由とされた「近隣に類似施設があり、利用率も低い」という点に対しては、県民交流センターの利用率は近隣施設よりも高く、また、県民交流センターの利用者が近隣施設を代替施設とすることは困難であることが明らかとなった。

また、ピアザ淡海が、設置目的や権利の帰属先が異なる様々な主体を複合化したことによる影響を受けていることも明らかとなった。

これまでの検討を踏まえ、本検討会は、年間 21 万人が利用し、今後も利用が見込まれる県民交流センターが果たしてきた役割、提供サービスの効用はもっと評価すべきであり、さらなる経費削減や利用促進を図りながら、今後も県民活動を促進するための施設として存続させることが望ましいとの結論に至った。

さらには、県民交流センターがピアザ淡海という施設を構成する一部門であることを踏まえると、ピアザ淡海全体のあるべき姿を元にした議論無くしては、県民交流センターのさらなる運営改善は望めないと考える。

県民交流センターが、今後さらに県民サービスに資する施設となるため、下記のようなピアザ淡海全体の運営改善についても、関係機関が横断的かつ柔軟に協議する場を設けるなど、引き続き検討を進められることを期待したい。

### ○ピアザ淡海全体の運営改善

#### (1) 施設の有効活用

県民交流センターの年間利用者数は、平成23年度には21万人にまで伸びているが、今後いっそう自発的な県民活動や学術研究活動を促進するためには、複合施設であるピアザ淡海の相互補完機能を維持するだけでなく、その強みを活かし、さらに全体で最大の効果が発揮できるようピアザ淡海入居機関相互の連携強化により、利用の促進を図ることが望ましい。

#### (2) 経費節減

ピアザ淡海管理組合負担金（共用部分等に係る警備、清掃、設備点検、光熱水費など）については、仕様の見直し等により一定の経費削減は行われてきているが、施設の維持管理に要する費用は、施設の経年劣化とともに多額になる傾向にある。ピアザ淡海全体に要する経費を節減するため、専門的な視点を交えて検討を行うことが望ましい。

#### (3) 施設の運営のあり方

通常、オフィスやホテル、商業施設、マンション、文化施設など異なる用途が複合する施設では、施設全体を一括管理することにより、コストダウンとともに、用途間の相

乗効果を最大化する工夫を行い、建物全体としての価値を上げている。ピアザ淡海についても、入居機関が各々に運営を行うのではなく、入居機関の複雑な権利関係などを踏まえた上で、“ピアザ淡海”として一体的な運営を行うことができるよう、各組織の体制を整えることが望ましい。

#### (4) 周辺環境の活用と連携

ピアザ淡海周辺には、びわ湖ホールやコラボしが21といった、県民が集まる施設が近接している。これらの施設との連携によるタイアップ企画や、国際会議の誘致の促進など、周辺環境を活かし、ピアザ淡海としてさらに幅広い県民を呼び込み、まちの活性化にもつながるような工夫を行うことが望ましい。

## 委員意見

「施設から拠点への飛躍を期待して」

委員 立命館大学准教授 山口洋典

今般、今後の滋賀県域における市民活動等の活性化のために、県民交流センターの廃止が妥当かを検討して参りました。当初の前提（男女共同参画センターの移転等）が変わる中での検討でした。このように記すと「存続を前提にした議論ではなかったか」と疑念が抱かれるかもしれません。しかし、私はむしろ、県が所有し管理する建物では広く市民の創意工夫が反映されない可能性もあるのではないかと、などの問題提起も重ね、精緻な協議に参加しました。

検討を重ねる中、ピアザ淡海の2階・3階に位置する県民交流センターの存続の是非を巡る議論は、建物における「部分」で済まされず、建物「全体」と、建物を取り巻く多様な組織や文化を扱わなければならないことが明らかとなりました。まず、県民交流センターのみに導入されていた指定管理者が、経済的な効率性だけでなく複合施設の効果的な運営のための積極的な提案と実践を行ってきたことは、存続した後の新たな可能性を強く実感させられるものでした。そうした中、あり方の検討にあたっては、ハード面からの価値評価を担う不動産鑑定士とソフト面からの価値評価を担う私という2名の外部委員は、「宿泊施設（地方職員共済組合滋賀県支部）」と「研修施設（自治研修センター）」に対し、「交流施設」の事業面を担う財団法人淡海文化振興財団と管理面を担う指定管理者（ビューテック株式会社）さらには「パスポートセンター」とのあいだで事業調整等がなされていないことに着目しました。そこでは、共用部に責任を持つ「管理組合」のあり方も見直す必要があると同時に、設置目的や事業対象が異なるとはいえ、同じ建物に入居する組織のあいだで、連携や協働の可能性があると考えたのです。

今回、施設の存続が妥当、という結論に至りましたが、それは冒頭で「滋賀県域」と記したことと無関係ではありません。つまり、ピアザ淡海は、最早滋賀県内に留まるのではなく、周辺地域はもとより場合によっては世界的にもその存在が好意的に受けとめられ、それぞれの記憶に留まり、その場を通じて行った議論を通じて豊かな経験知が紡がれていったためです。無論、社会全体が縮減し、成長を前提とできない「定常型社会」を迎えているとされている今、滋賀県における県民交流の拠点としてピアザ淡海という建物全体がどのように充実が図られるか、存続となった際には、これまで利用対象としてきた人々からの経験知が活かされねばなりません。阪神・淡路大震災による「ボランティア元年」を契機として活発化してきた市民の活動が、東日本大震災による近代文明の問い直しを進めるものとなること、しかもそれが今後のピアザ淡海の全館における管理運営に染み渡るものとなることを切に願うところです。

## 「今回の議論を機に、県有資産すべてのPRE戦略の

立案実行へと昇華することに期待」

委員 不動産鑑定士 村木康弘

県民交流センター活用検討会は、平成21年の「公の施設の見直しに関する提言」を受けて、県民交流センターにつき廃止を前提に、売却・賃貸等の処分・運用方法を検討するということを目的として設置された。

ところが、検討を進める中で次の事項が判明してきた。

①21年当時の提言に、数値的な分析が見当たらず、廃止すべきと判断した根拠がわかりにくいこと。

②平成21年以降、施設利用者数はV字回復していること。

③年間20万人を超える利用者があり、周辺の施設では代替収用できないこと。

④県民に親しまれ高稼働している施設であり、特に他県からの利用者からは琵琶湖の美しい眺望に口を揃えて好立地を評価する施設であること。

一方で、放っておけない課題も浮かび上がってきた。

①初期投資額はさておき、運営経費が嵩んでいること。

②複合施設であるが故に全体の経費を正確に把握し、また、適切な金額での業務発注ができていないこと。

③経費の負担割合が区分所有者の用途や持ち分に見合っていないこと。

県民交流センターは様々な用途が複合する施設であるピアザ淡海の一部であるため、その活用を考える時、単独の事象はもとより、施設全体としての利用方法や運用方法の検討を欠くことができない。それぞれの施設関係者（区分所有者）が、横断的に施設全体を考える仕組みができれば、まだまだ稼働率を高め、収入を増やし、経費を削減する余地がある。ピアザ淡海全体での活用についても、垣根を越えて検討すべきだ。

におの浜・打出浜界隈は、ぶらぶら歩いて移動できる範囲に多様な施設が整っているエリアであり、県内にとどまることなく全国から会議等で人を呼べる面的財産であると捉えた時、県民交流センター及びピアザ淡海は当該エリアの一翼を担う不可欠な存在と言える。

当委員会の検討結果を踏まえ、ピアザ淡海の施設全体が有機的に結びつき、又周辺施設を含めた面的な財産として機能するよう、本気で取り組む必要がある。そのためには、外部の専門家を入れて、運営の効率化、経費削減、稼働率の向上に努めることが必要である。これは公共FM（facility management）の実践であり、県有財産全体を如何に取捨選択し効用最大化を図っていくか、PRE（Public Real Estate）戦略につながるものである。

当検討会の議論が真に活かされ、県民交流センターに留まることなく、県が有するすべての不動産の有効活用や見直しの発端となることを切に願う。

# 資料編

## 滋賀県立県民交流センター活用検討会設置要綱

### (設置)

第1条 総合政策部県民活動生活課が所管する公の施設である、滋賀県立県民交流センターについて、施設の有効活用の方法を様々な視点から幅広く検討するため、滋賀県立県民交流センター活用検討会（以下「活用検討会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 活用検討会は、滋賀県立県民交流センターの有効活用の方法に関し、必要な事項を協議し、意見を述べる。

### (組織)

第3条 活用検討会は、総合政策部次長、総合政策部県民活動生活課長、総務部人事課長、地方職員共済組合滋賀県支部事務長、滋賀県市町村職員共済組合健康推進担当次長および外部委員2名で構成する。

- 2 活用検討会に会長を置き、会長は総合政策部次長をもって充てる。
- 3 会長は、活用検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。
- 5 外部委員は、総合政策部県民活動生活課長が別途委嘱する。
- 6 検討会にワーキンググループを置くことができる。

### (会議)

第4条 活用検討会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 活用検討会の会議は公開しない。

### (委員以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、その他の関係人の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 活用検討会の庶務は、滋賀県総合政策部県民活動生活課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、活用検討会の運営その他必要な事項は、別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

この要綱は、平成24年4月27日から施行する。

## 滋賀県立県民交流センター活用検討会委員

(敬称略、五十音順)

氏 名	職 名
片山 武彦	滋賀県市町村職員共済組合健康推進担当次長
多胡 豊章	総合政策部次長
廣瀬 年昭	総務部人事課長
村木 康弘	不動産鑑定士
森 良和	地方職員共済組合滋賀県支部事務長
山口 知之	総合政策部県民活動生活課長
山口 洋典	立命館大学准教授

## 県民交流センター活用検討会 検討経過

回	開催日	議 事 内 容
第 1 回 検討会	平成 24 年 5 月 11 日	1. 県民交流センターの概要について ※施設視察（県民交流センターほかピアザ淡海内施設） 2. 県民交流センター見直しの経緯について 3. 検討会の進め方（スケジュール）について
ヒヤリ ング	平成 24 年 6 月 8 日、 27 日	村木委員、山口委員訪問 ※外部の委員に対し、第 2 回検討会の論点について、それぞれ専門的な見地からのご意見拝聴
第 1 回 ワーキ ング	平成 24 年 7 月 2 日	1. 第 1 回検討会の概要について 2. 県民交流センター設置の継続の可否について 3. 施設の有効活用について ※村木委員がアドバイザーとして参加
第 2 回 検討会	平成 24 年 7 月 11 日	1. 第 1 回検討会での論点整理について 2. 県民交流センター設置の継続の可否について 3. 施設の有効活用について <ゲストスピーチ：県民交流センター所長>
第 2 回 ワーキ ング	平成 24 年 10 月 2 日	1. 第 2 回検討会での論点整理について 2. 検討会報告書（たたき台案）について ・県民交流センターの目指すべき方向性 ・これからの県民交流センターのあり方
第 3 回 ワーキ ング	平成 24 年 10 月 18 日	1. 検討会報告書（たたき台案）について 2. 今後の検討にあたって
ヒヤリ ング	平成 24 年 11 月 12 日、13 日	村木委員、山口委員訪問 ※外部の委員に対し、第 3 回検討会について、それぞれ専門的な見地からのご意見拝聴
第 3 回	平成 24 年 11 月 30 日	1. 県立県民交流センター活用検討会報告書（案）について 2. 委員会報告の実現に向けて



## ○滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例

平成 10 年 10 月 13 日滋賀県条例第 35 号（最終改正 平成 23 年 3 月 22 日条例第 13 号）

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例をここに公布する。

### （設置）

第 1 条 生き生きとした地域づくりを目指して、社会貢献活動その他の様々な分野における自発的な活動に参加する県民が集い、交流するための施設として、滋賀県立県民交流センター（以下「県民交流センター」という。）を大津市におの浜一丁目に設置する。

2 県民交流センターに駐車場を付置する。

### （業務）

第 2 条 県民交流センターは、ホール、会議室等の施設の提供その他県民交流センターの設置の目的を達成するために必要な業務を行う。

### （開所時間等）

第 3 条 県民交流センターの開所時間は、駐車場を除き、午前 9 時から午後 9 時までとする。

2 駐車場に入場し、または出場できる時間は、午前 7 時から午後 11 時までとする。

3 県民交流センターの休所日は、駐車場を除き、次のとおりとする。

（1）月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）

（2）12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

4 知事は、必要と認めるときは、第 1 項に規定する開所時間を変更し、第 2 項に規定する時間を変更し、または前項に規定する休所日を変更し、もしくは臨時に休所日を定めることができる。

### （使用の承認）

第 4 条 県民交流センターの施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。

（1）県民交流センターにおける秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（2）県民交流センターの設置の目的に反すると認められるとき。

（3）県民交流センターの施設または設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

（4）申請に係る施設が県民交流センターの事業を行うために必要であると認められるとき。

（5）その他県民交流センターの管理上支障があると認められるとき。

3 知事は、第 1 項の規定による承認をする場合においては、県民交流センターの管理上必要な限度において、条件を付すことができる。

### （使用料）

第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

- 2 使用料は、承認に係る施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。
- 3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。
- 4 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。
- 5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

（施設等の変更の禁止）

第6条 使用者は、県民交流センターの施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

（使用の承認の取消し等）

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者が使用の目的に違反して使用したとき。
- (2) 使用者が詐欺その他不正の行為によって第4条第1項の規定による承認を受けたとき。
- (3) 使用者が第4条第2項各号（同項第4号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (5) 使用者が第4条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- (6) 当該承認に係る施設が災害その他の事故により使用できなくなったとき。
- (7) その他知事が特に必要と認めたとき。

（原状回復の義務）

第8条 使用者は、その使用を終了したときは、その使用に係る施設および設備を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消されたときも、同様とする。

（指定管理者による管理）

第9条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、県民交流センターの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 第2条に規定する業務
  - (2) 県民交流センターの施設および設備の維持管理に関する業務
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
- 2 前項の規定により知事が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者の指定の手続）

第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が県民交流センターの効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が県民交流センターの管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

(指定管理者の指定の告示等)

第11条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の基準等)

第12条 指定管理者は、次に掲げる基準により管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例および規則を遵守し、適正に県民交流センターの運営を行うこと。
- (2) 県民交流センターの施設および設備の維持管理を適切に行うこと。

2 指定管理者は、次に掲げる事項について知事と協定を締結しなければならない。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (2) 管理業務の実施に関し必要な事項
- (3) 管理業務の事業報告に関し必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県民交流センターの適正な管理に関し必要な事項

(指定管理者による開所時間等の変更)

第13条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同条第1項に規定する開所時間を変更し、同条第2項に規定する時間を変更し、または同条第3項に規定する休所日を変更し、もしくは臨時に休所日を定めることができる。

(利用料金)

第14条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に県民交流センターの施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 利用料金は、承認に係る施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。

- 5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって知事の承認を得たときは、この限りでない。
- 6 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

※以下付則、別表 略

## ○滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例施行規則

平成 10 年 12 月 25 日滋賀県規則第 79 号（最終改正 平成 20 年 11 月 28 日規則第 73 号）

〔滋賀県立県民交流センター管理規則〕をここに公布する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例（平成 10 年滋賀県条例第 35 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（入所の制限）

第 2 条 知事（条例第 9 条第 1 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に滋賀県立県民交流センター（以下「県民交流センター」という。）の管理に関する業務を行わせる場合にあっては、指定管理者。以下この条から第 8 条までにおいて同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入所を拒否し、または退所を命ずることができる。

- （1） 県民交流センター内の秩序を乱し、または乱すおそれのある者
- （2） 県民交流センターの施設または設備を損傷するおそれのある者
- （3） その他知事の指示に従わない者

（入所者の遵守事項）

第 3 条 県民交流センターの入所者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 県民交流センターの施設または設備を損傷しないこと。
- （2） 他の入所者に危害または迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- （3） あらかじめ知事の承認を受けた場合のほか、物品の販売、飲食物の提供またはポスター等のちょう付を行わないこと。
- （4） 所定の場所以外の場所において喫煙、飲食または火気の使用をしないこと。
- （5） その他知事が指示する事項

（施設の使用等に係る承認の手続）

第 4 条 条例第 4 条第 1 項前段の規定による申請は、使用承認申請書を知事に提出することにより行わなければならない。

- 2 前項の使用承認申請書は、別表に定める期間内に提出しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。
- 3 知事は、条例第 4 条第 1 項前段の規定による承認（以下「使用承認」という。）をするときは、使用承認書を当該承認の申請をした者に交付するものとする。
- 4 第 1 項および前項の規定は、条例第 4 条第 1 項後段の規定による申請について準用する。この場合において、第 1 項中「使用承認申請書」とあるのは「使用変更承認申請書」と、前項中「使用承認書」とあるのは「使用変更承認書」と読み替えるものとする。

（使用者の遵守事項）

第 5 条 条例第 4 条第 1 項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 使用の権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。

- (2) 使用承認を受けていない施設または設備を使用しないこと。
- (3) あらかじめ知事の承認を受けた場合のほか、物品の販売、飲食物の提供またはポスター等のちょう付を行わないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所において喫煙、飲食および火気の使用をしないこと。
- (5) その他知事が指示する事項

(施設の変更等の承認の手続)

第6条 条例第6条ただし書の規定による承認の申請は、あらかじめ、施設変更等申請書を知事に提出することにより行わなければならない。

(使用の取消しの届出)

第7条 使用者は、使用承認を受けた施設の使用を取り消そうとするときは、使用取消届に使用承認書を添えて速やかに知事に届け出なければならない。

(損傷および滅失の届出)

第8条 使用者は、県民交流センターの施設または設備を損傷し、または滅失したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定の申請)

第9条 条例第10条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書に、次に掲げる書類を添付して知事に提出することにより行わなければならない。

- (1) 定款その他これに準ずるもの
- (2) 法人の登記事項証明書（法人である場合に限り。）
- (3) 指定を受けようとする期間における県民交流センターの管理に関する事業計画書および収支予算書
- (4) 事業報告書、貸借対照表、損益計算書その他これらに準ずるもの
- (5) 団体の概要を記載した書類
- (6) 役員名簿
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(開所時間等の変更の承認の手続)

第10条 条例第13条の規定による承認の申請は、あらかじめ、開所時間等変更承認申請書を知事に提出することにより行わなければならない。

(利用料金の承認の手続等)

第11条 条例第14条第3項前段の規定による承認の申請は、あらかじめ、利用料金承認申請書を知事に提出することにより行わなければならない。

- 2 指定管理者は、条例第14条第3項前段の規定による承認を受けたときは、当該承認に係る利用料金の額を周知させなければならない。
- 3 前2項の規定は、条例第14条第3項後段の規定による承認の申請について準用する。この場合において、第1項中「利用料金承認申請書」とあるのは、「利用料金変更承認申請書」と読み替えるものとする。

(利用料金の還付の承認の手続)

第12条 条例第14条第5項ただし書の規定による承認の申請は、あらかじめ、利用料金還付承認申請書を知事に提出することにより行わなければならない。

(利用料金の減免の承認の手続)

第13条 条例第14条第6項の規定による承認の申請は、あらかじめ、利用料金減免承認申請書を知事に提出することにより行わなければならない。

(使用承認申請書等の様式)

第14条 この規則に規定する使用承認申請書その他の書類の様式は、知事が別に定める。ただし、指定管理者に県民交流センターの管理に関する業務を行わせる場合にあつては、第4条、第6条および第7条に規定する書類の様式は、指定管理者が別に定める。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

※以下付則、別表 略

### ピアザ淡海整備事業の経緯（沿革）

平成5年4月	総務部総務課で事業実施を決定
平成5年6月	検討会議を開催、施設内容を決定 メンバー：知事、両副知事、政策監、公室長、教育長、総務部長 決定事項： ・ 共済宿泊施設：志賀荘と共済会館びわこの合築 志賀荘：地方職員共済施設、共済会館びわこ：市町村職員共済施設 ・ 自治研修施設：県と市町村職員の研修施設の合築 ・ 公共会議場：多種多様な貸会議室 ・ 旅券発給施設：県行政施設
平成6年5月	「公共・公益的施設建設委員会」設置（委員長：総務部次長）
平成6年7月	基本計画作成業務委託（(株)日本設計） 同年10月完了
平成6年8月	第1回建設委員会開催（施設規模・内容等）
平成6年10月	基本設計作成業務委託（(株)日本設計） 7年3月完了
平成6年12月	第2回建設委員会開催（基本計画の報告等）
平成7年5月	第3回建設委員会開催（基本設計の報告等）
平成7年6月	実施設計作成業務委託（(株)日本設計） 8年3月完了
平成8年2月	第4回建設委員会開催（実施設計内容の報告）
平成8年5月	第5回建設委員会開催（実施設計完了の報告）
平成8年6月	・ 「公共・公益的施設開設準備委員会」設置（委員長：総務部次長） ・ 建物名称を「ピアザ淡海」と決定（第1回開設準備委員会で確認）
平成8年7月	・ 共済宿泊施設の共同設置について自治省承認通知 ・ 実施設計内容、名称等について県議会常任委員会で報告、記者発表
平成8年9月	第2回開設準備委員会の開催（入札結果報告等）
平成8年10月	・ 契約案件議決、本契約 ・ 起工式
平成9年2月	第3回開設準備委員会開催（8年度各団体負担額の決定等）
平成9年5月	ピアザ淡海管理費調査委託（(株)日本設計） 7月完了
平成9年6月	第4回開設準備委員会開催（設計変更等）
平成9年9月	共済宿泊施設の名称を「ホテルピアザびわ湖」と決定（共済宿泊施設名称審査委員会）
平成9年11月	第5回開設準備委員会開催（設計変更、維持管理費、9年度費用負担等）
平成10年3月	・ 第6回開設準備委員会開催（10年度予算等） ・ 県民交流施設の名称を滋賀県立県民交流センターとし、管理運営を(財)淡海文化振興財団に委託することを内定 ・ 旅券発給施設の名称を滋賀県パスポートセンターと内定
平成10年6月	第7回開設準備委員会開催（変更契約、面積決定）
平成10年9月	びわ湖ホール開館



平成 10 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例」議決（管理運営を淡海文化振興財団に委託）</li> <li>・ピアザ淡海管理組合設立</li> </ul>
平成 10 年 12 月	竣工、引渡し
平成 11 年 1 月	ホテルピアザびわ湖開設準備室、ピアザ淡海内に移転
平成 11 年 2 月	滋賀県職員研修所、滋賀県市町村職員研修協会、ピアザ淡海内に移転
平成 11 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 8 回開設準備委員会開催（最終報告、開館記念式典等）</li> <li>・ピアザ淡海開館記念式典</li> <li>・パスポートセンター移転・業務開始</li> </ul>
平成 11 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピアザ淡海オープン（県民交流センター、ホテルピアザびわ湖オープン）</li> <li>・管理組合、ピアザ淡海内に移転</li> <li>・滋賀県職員研修所、滋賀県政策研修センターに名称変更</li> </ul>

## 外郭団体および公の施設の見直しに関する提言（抜粋）

[平成21年8月]

### 「公の施設の見直しに関する提言」

#### ① 施設としての必要性から見直すべきもの

次のように、提供するサービスについて、県以外にも代替機能があるなど、県立施設としての必要性が低い場合は、廃止することとし、可能なものについては移管や売却の方向で見直すべきである。

##### ○県民交流センター

今後の方向性	理 由
<p>&lt;廃止&gt;</p> <p>近隣に類似施設があり、利用率も低いことから、現在の指定管理期間終了後（平成25年度）、施設を廃止するべきである。廃止後の施設については、他の用途への転換を検討するべきである。</p>	<p>国や市町、民間の施設に代替の機能がある。</p>

#### ② 施設機能の効率性や効果性から見直すべきもの

県立施設として存続する必要がある施設についても、施設の利用者ニーズや利用状況、機能面などが、次のような場合、事業のスリム化など、施設機能の移転、縮小の方向で見直すべきである。

##### ○男女共同参画センター

今後の方向性	理 由
<p>&lt;移転&gt;</p> <p>施設が老朽化し、多額の修繕費用を要することが見込まれることから、廃止を提言している県民交流センターへ移転するなど、現有施設を廃止する方向で検討するべきである。</p>	<p>機能を他施設に移転して実施することが可能である。</p>

## 外郭団体および公の施設見直し計画（抜粋）

〔平成21年12月〕

### 「公の施設見直し計画」

#### (1) 廃止

次に掲げる施設は、提供するサービスについて県以外の国や市町、民間にも代替機能があり、県立施設としての必要性が低く、または、老朽化により施設機能の維持ができないことから、廃止の方向で見直していきます。

なお、可能なものについては移管や売却の方向も含めることとします。

#### ○県民交流センター

見直し方針	設置当初に比べ県内各地に類似施設が整備され、一定の役割を終えたことから、公の施設としての機能を平成25年度末をもって廃止します。廃止後の施設の活用について、幅広く検討を行います。
具体的取組内容	① 施設の廃止に向けて、平成21年度からピアザ淡海入居機関との事務調整を行います。 ② 廃止後の施設の活用について、関係各課・ピアザ淡海入居機関・有識者による検討会を設置し、他の県施設の移転や民間への貸付・売却を含め、幅広く検討を行います。

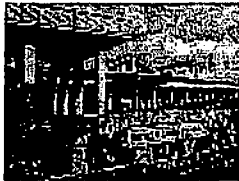
#### (3) 抜本的な見直し

次に掲げる施設は、施設の特長や、立地条件を生かし切れていないなど、現状のソフト機能では施設が十分に活用されていないことから、あるいは、前計画（「公の施設の見直しについて」平成17年2月策定）において見直しを行ったが、社会情勢の変化などにより、その成果や役割を改めて検証する必要があることから、施設のあり方について抜本的に見直します。

#### ○男女共同参画センター

見直し方針	県民ニーズや社会情勢が変化してきていることから、他施設の活用状況を踏まえながら、施設機能およびセンターのあり方について施設の移転も含め抜本的な見直しを行い、平成24年度までに方針を決定します。
具体的取組内容	① 有識者等による第三者委員会を設置し、県民ニーズや社会情勢の変化に対応した機能の複合化や事業展開など、これからの拠点施設としてのあり方を検討します。 ② 検討結果を踏まえ、施設の移転も含めて抜本的な見直しを行い、平成24年度までに方針を決定します。

## 県立男女共同参画センターのあり方検討委員会報告書概要

<p><b>検討の背景</b></p> <p>「外郭団体および公の施設の見直し計画」(H21年12月)</p> <p><b>■見直し方針</b></p> <p>県民ニーズや社会情勢が変化してきていることから、他施設の活用状況を踏まえながら、施設機能およびセンターのあり方について施設の移転も含め抜本的な見直しを行い、平成24年度までに方針を決定します。</p> <p><b>■具体的取組内容</b></p> <p>① 有識者等による第三者委員会を設置し、県民ニーズや社会情勢の変化に対応した機能の複合化や事業展開など、これからの拠点施設としてのあり方を検討します。</p> <p>② 検討結果を踏まえ、施設の移転も含めて抜本的な見直しを行い、平成24年度までに方針を決定します。</p>	<p><b>センターの概要</b></p> <p><b>■業務</b></p> <p>(1) 講座・研修 (2) 相談 (3) 情報発信・調査研究 (4) 交流・活動の支援 (5) 女性のチャレンジ支援</p> <p><b>■施設・設備</b></p> <p>所在地：近江八幡市鷹飼町 (JR近江八幡駅より徒歩10分、駐車場有り)</p> <p>大ホール、研修室A～C、特別会議室、調理実習室、視聴覚室、トレーニングルーム、茶室、テニスコート、団体交流室、展示ギャラリー、図書・資料室、相談室、幼児室、ランチスペース</p> 
---	--

..... 検討・見直しの結果 ..... 。

<p><b>社会環境の変化と課題</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 仕事と生活の両立の難しさ</li> <li>2. 固定的な役割分担意識</li> <li>3. 家族形態の多様化</li> <li>4. 高齢社会から超高齢社会へ</li> <li>5. 男女間の暴力行為など人権侵害</li> <li>6. 一人ひとりが輝き、社会の活力を維持する (ワーク・ライフ・バランスの促進、地域課題の解決、コミュニティの再生、セーフティネットの構築など)</li> </ol>	<p><b>センターの新たな役割</b></p> <p>男女共同参画社会づくりに向けた取組は、知識習得や意識啓発にとどまらず、あらゆる世代の男女が共にかかわっていく実践の段階へ移行することが求められている。</p> <p>センターも実践の支援という新たな役割を確実に担う必要がある</p>
--	--

**学習を中心としたセンターからより実践を支援するセンターへ**

<p><b>見直しの視点</b></p> <p><b>視点1</b> 男女共同参画社会に向けて主体的に行動する人材の育成</p> <p><b>視点2</b> 女性の就労・起業等に結びつくトータルな支援</p> <p><b>視点3</b> 男性や若年層の利用促進</p> <p><b>視点4</b> 男女共同参画に資する拠点としての専門性の確立</p> <p><b>視点5</b> 男女共同参画社会づくりに向けた多様な個人・団体の連携拠点</p>	<p><b>見直しの方向性</b></p> <p><b>1. センターの事業展開の方向性についての検討結果</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 女性の就労をサポートする各種就労支援機能の導入</li> <li>2 女性のチャレンジを実現に結びつける支援機関との連携</li> <li>3 男性や若年層など幅広い世代にも利用されるセンターへの転換</li> <li>4 ワーク・ライフ・バランス等を実践する経済・労働団体等との連携</li> <li>5 相談機関の中核施設としての役割を果たす相談窓口ネットワークの強化</li> <li>6 大学との連携による専門性の確保と図書・資料の有効活用</li> <li>7 市町における実践的活動を進めるための支援</li> </ol> <p><b>2. センターの立地および施設の有効活用等についての検討結果</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 立地 現在地において運営を継続することが適切</li> <li>2 運営形態 当面は県「直営」が適切であるが、利用者等で構成する運営協議会の設置が望ましい</li> <li>3 施設の有効活用 貸出施設の稼働率向上、経費削減等効率的な運営の努力が必要</li> </ol>
--	---

## ■県民交流センター利用状況推移

(単位)利用率:％ 使用料:円

### ◇県民交流センター利用率・使用料金(収入)推移

	11年度		12年度		13年度		14年度		15年度		16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
	利用率	使用料	利用率	使用料	利用率	使用料	利用率	使用料	利用率	使用料	利用率	使用料	利用率	使用料	利用率	使用料	利用率	使用料	利用率	使用料	利用率	使用料	利用率	使用料	利用率	使用料
ピアザ大ホール	46	6,481,050	54	7,054,500	53	6,684,800	54	7,235,200	57	7,162,600	58	7,289,938	63	8,090,040	57	7,959,282	51	7,088,918	51	7,745,696	54	8,724,573	53	9,577,585	62	11,144,320
大会議室	57	9,135,900	61	9,991,800	68	10,742,850	70	10,539,000	71	10,996,200	61	10,202,100	66	10,917,766	58	9,401,480	49	8,941,020	52	9,878,280	57	12,348,930	55	13,317,690	58	13,718,960
中小会議室	50	12,711,150	51	13,352,550	57	16,300,900	58	16,255,500	60	16,983,000	53	14,896,091	56	16,114,478	56	16,246,484	56	15,915,280	52	14,539,030	52	16,643,440	51	16,680,730	53	17,907,530
特別会議室等	21	2,767,100	15	1,886,600	17	2,524,500	18	2,283,100	20	2,482,200	16	1,667,470	23	2,821,930	21	1,955,740	24	2,610,040	20	1,769,950	27	3,158,875	29	2,198,905	34	2,832,760
会議室合計	43	31,115,200	43	32,285,450	49	36,253,050	49	36,312,800	52	37,824,000	45	34,055,599	50	37,944,214	48	35,562,966	48	34,555,258	45	33,919,956	47	40,875,818	47	41,774,910	50	45,603,570
付帯設備	-	6,059,700	-	6,812,610	-	6,483,800	-	7,025,100	-	7,029,850	-	6,319,150	-	6,793,440	-	6,944,250	-	5,904,800	-	6,068,900	-	6,366,840	-	6,551,530	-	7,060,750
計	-	37,174,900	-	39,098,060	-	42,736,850	-	43,337,900	-	44,853,850	-	40,374,749	-	44,737,654	-	42,507,216	-	40,459,858	-	39,988,856	-	47,242,658	-	48,326,440	-	52,664,320
駐車場	(83,484台)		(83,855台)		(73,177台)		(68,710台)		(57,358台)		(63,289台)		(62,154台)		(59,294台)		(65,239台)		(65,716台)		(66,132台)		(56,994台)		(57,834台)	
	40,416,900		38,762,500		36,144,500		35,217,100		31,791,800		32,923,960		30,048,940		23,445,170		27,890,350		28,285,860		28,979,420		26,679,570		27,303,750	
合計	77,591,800		77,860,560		78,881,350		78,555,000		76,445,450		73,298,709		74,786,594		65,952,386		68,350,208		68,274,718		76,222,078		75,006,010		79,968,070	

※ 利用率 = 利用日数 / 利用可能日数

### ◇県民交流センター利用者推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数	216,332	239,095	262,239	197,937	191,559	188,633	177,392	211,519
団体数	3,011	2,620	2,876	2,669	2,544	2,684	2,737	2,982
うち県内	2,430	2,111	2,252	2,160	2,011	2,281	2,258	2,497
うち県外	581	509	624	529	533	403	479	485
団体数のうち								
行政	492	512	525	449	272	304	210	279
企業	726	721	827	717	705	713	732	720
非営利団体	1,793	1,387	1,524	1,523	1,567	1,667	1,795	1,983

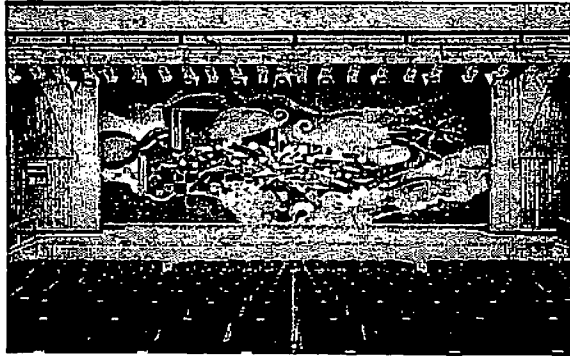
## 県民交流センター周辺類似施設の概要

施設	アクセス	駐車場	開館年度	用途、特徴など
大津市民会館	京阪島ノ関駅から徒歩3分	なし	S50	市民文化の振興を目指し昭和50年に建設。1300人収容の大ホールのほか、小ホール、リハーサル室を併置。(指定管理者:(株)ピーエーシーウエスト)
大津市生涯学習センター	京阪膳所本町駅から徒歩7分	少	H4	市民の多様な学習要求に対応し、生涯を通じての学習を支援する総合的な教育文化施設。500人収容のホールのほか、学習室(各12~36人)5、視聴覚室、音楽室2、美術工芸室、和室2、調理実習室、ギャラリー、レクリエーション室など、各種学習等に利用可能な会議室等を備える。
びわ湖ホール	京阪石場駅から徒歩3分 JR大津駅から徒歩20分/ 膳所駅から徒歩15分	有料	H10	国内有数の四面舞台を備えた大ホール、演劇向きの中ホール、小ホールを備え、オペラ、バレエ、ミュージカル、クラシック等の舞台芸術に利用可能。県民交流センターに隣接し、空中通路でつながっている。(指定管理者:(財)びわ湖ホール)
県民交流センター	京阪石場駅から徒歩3分/ JR膳所駅から徒歩12分	有料	H11	社会貢献活動等に参加する県民が集い、交流するための施設。ホール(426席)、大会議室(216席)のほか、24~81席の様々なタイプの小会議室(12室)を備えており、全体会から分科会など、幅広い対応が可能。そのほか、特別会議室、応接室、和室(茶室付き)等もあり、様々な分野の活動に対応可能。
コラボしが21	京阪石場駅から徒歩3分 JR膳所駅から徒歩20分	なし	H16	滋賀県における商工・労働福祉分野の振興拠点施設のワンフロアを貸会議室として利用。大会議室(201席)のほか、中会議室(45席)2室、ミーティングルーム(16、18席)2室、研修室(24席)を備える。県民交流センター近接。
大津市ふれあいプラザ	京阪浜大津駅から徒歩3分	明日都浜大津公共駐車場 90分まで無料	H18	市民の福祉と交流の場の提供を目的とした施設で、明日都浜大津の4、5階部分に位置。ホール(168席)のほか、視聴覚室(42席)、大、中、小会議室(78~24席)各1、和室あり。(指定管理者:大津市社会福祉事業団)

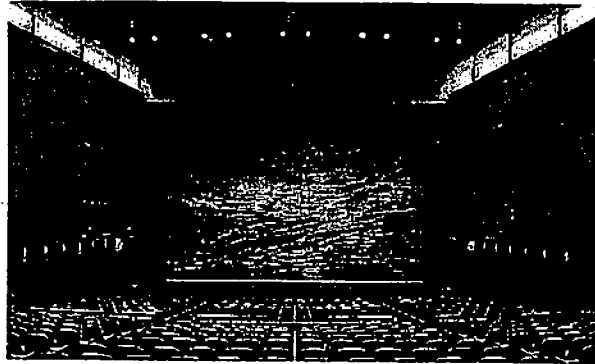
### ■ホール

※開所日に利用率を乗じて計算。(開所日:週6日として計算)

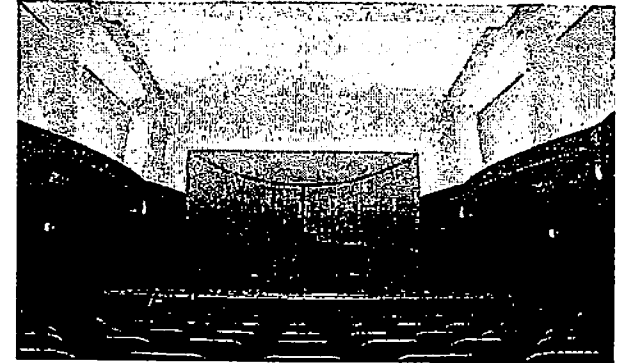
施設	施設	席数	利用料金 (平日午後・県内一般 県民)	年間利用者	利用日数※	利用率	利用可能 日数 (開所日-利用日数)	用途、特徴など
県民交流センター	ピアザホール	426人	26,000円	64,246人	191日	61%	—	大型スクリーンを利用した講演会、シンポジウム・大規模な会議のほか、演劇やコンサートの舞台としても使用可能。 電動可動式座席を客室後部に収納し、フラット使用にも対応可能。
びわ湖ホール	中ホール	804人	88,200円	37,341人	234日	75%	78日	演劇向きのホール。オペラやミュージカル、バレエの上演にも適。
	小ホール	323人	28,700円	22,749人	212日	68%	100日	室内楽など小編成のクラシックコンサートに適したホール。
大津市生涯学習センター	ホール	500人	9,170円	24,614人	103日	33%	209日	フラット仕様。ステージあり。
大津市民会館	大ホール	1,300人	30,180円	78,049人	147日	47%	165日	階段仕様(固定席)。舞台あり。
	小ホール	200人	7,240円	9,456人	109日	35%	203日	フラット仕様。移動席。迫りステージ。



県民交流センター ピアザホール



びわ湖ホール(中)

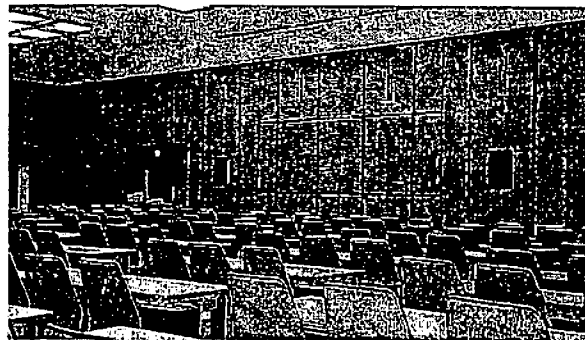


びわ湖ホール(小)

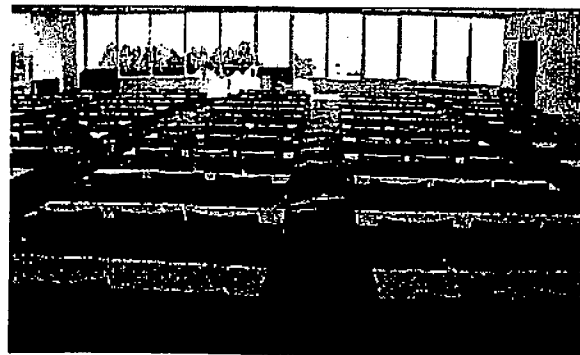
## ■大会議室

※開所日に利用率を乗じて計算。(開所日:週6日として計算)

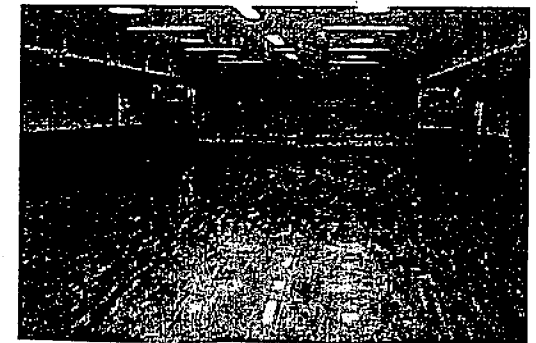
施設	施設	席数	利用料金 (平日午後・県内一般 県民)	年間利用者	利用日数※	利用率	利用可能 日数 (開所日-利用日数)	用途、特徴など
県民交流センター	大会議室	216人	39,500円	40,190人	181日	58%	—	講演会や研修会、各種式典、シンポジウム、ブロック会議、全国会議など、多様な使い方に対応可能。
コラボしが21	大会議室	210人	20,900円	—	144日	46%	168日	講演会や研修会、各種式典、シンポジウムなどに対応可能。3分割使用も可能。
大津市ふれあいプラザ	ホール	168人	4,120円	28,124人	156日	50%	156日	机利用の場合、大会議室として利用可能。



県民交流センター 大会議室



コラボしが21 大会議室



大津市ふれあいプラザ ホール

## ■小中会議室等

### 県民交流センター

施設	隻数	利用料金(平日午後・県内一般県民)	年間利用者	利用日数※	利用率
201会議室	24人	3,000円	5,767人	253日	81%
202会議室	24人	3,000円	6,339人	228日	73%
203会議室	48人	5,700円	10,651人	172日	55%
204会議室	48人	5,700円	9,061人	153日	49%
205会議室	36人	3,900円	6,521人	153日	49%
206会議室	36人	3,900円	5,350人	140日	45%
207会議室	81人	8,300円	21,619人	218日	70%
301会議室	30人	3,900円	4,433人	128日	41%
302会議室	36人	3,900円	4,951人	134日	43%
303会議室	36人	3,900円	4,094人	122日	39%
304会議室	36人	3,900円	4,963人	134日	43%
305会議室	72人	10,100円	15,069人	162日	52%
小中会議室計	507人		98,818人		53%
特別会議室	20人	5,100円	1,592人	78日	25%
応接室	14人	4,100円	2,133人	100日	32%
和室		3,000円	3,648人	172日	55%
練習室		3,900円	892人	78日	25%
特別会議室計	34人		8,265人		34%

※開所日に利用率を乗じて計算。(開所日:週6日として計算)

### コラボしが21

施設	隻数	利用料金(平日午後・県内一般県民)	年間利用者	利用日数※	利用率	利用可能日数(開所日-利用日数)
中会議室1	45人	5,800円	—	115日	37%	197日
中会議室2	45人	5,800円	—	109日	35%	203日
ミーティングルーム	16人	2,400円	—	97日	31%	215日
ミーティングルーム	18人	4,300円	—	81日	26%	231日
研修室	24人	3,700円	—	78日	25%	234日

### 大津市生涯学習センター

201会議室	30人	1,120円	20,941人	156日	50%	156日
301会議室	24人	510円		197日	63%	115日
302会議室	24人	510円		178日	57%	134日
303会議室	36人	1,120円		178日	57%	134日
401会議室	12人	1,120円		69日	22%	243日
音楽室(1)(2)	30人 10人	1,120円 510円	9,566人	231日	74%	81日
視聴覚室	72人	1,940円	8,429人	147日	47%	165日
和室(1)(2)	21畳 12畳	710円 510円	4,516人	94日	30%	218日

利用率は音楽室(1)

### 大津市ふれあいプラザ

視聴覚室	42人	1,520円	—	165日	53%	147日
大会議室	78人	2,940円		165日	53%	147日
中会議室	54人	1,630円		165日	53%	147日
小会議室	24人	710円		165日	53%	147日
和室		660円		165日	53%	147日

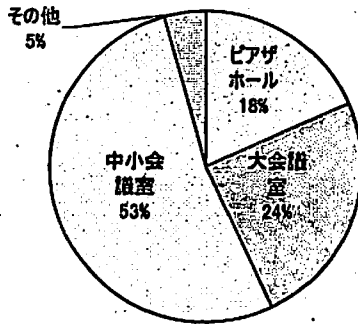


## 県民交流センター利用者アンケート調査結果

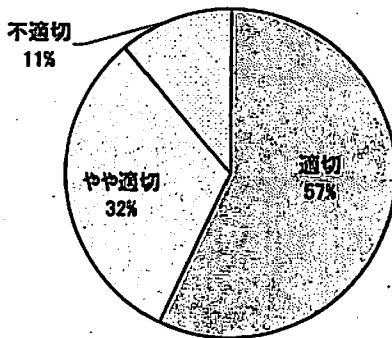
■過去、県民交流センターを利用したことのある団体等あてに郵送で送付  
(平成24年6月15日送付、7月5日回答期限)

調査票送付数	355
回答数	144
回答率(%)	40.56

### 1. 県民交流センターで利用する会議室のタイプ



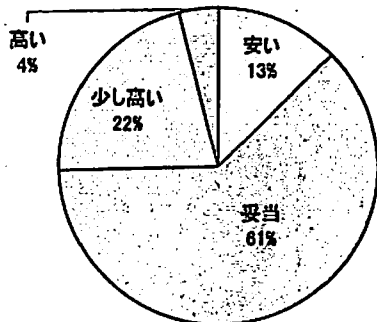
### 2. 利用区分<sup>※</sup>は適切か ※利用区分：午前(9:00~12:00)、午後(13:00~17:00)、夜間(18:00~21:00)



#### <利用区分に対するコメント>

- ・各区分の時間帯を各4時間にしてほしい
- ・1時間単位ごとの時間貸ができるとうよい
- ・午前区分の開始時間を8時30分にしてほしい
- ・午前・午後区分の通し割引の設定があればよい

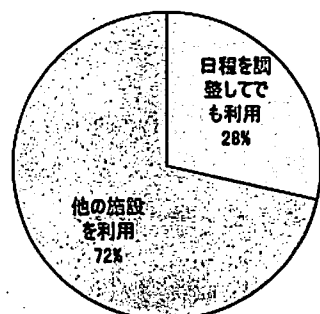
### 3. 利用料金は適切か



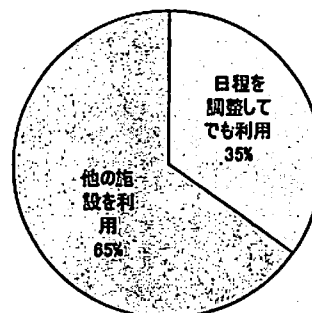
#### <利用料金に対するコメント>

- ・準備時間及び後片付けに要する時間の1時間の延長料金を無料にしてほしい
- ・当日キャンセルはキャンセル料の設定を検討してほしい
- ・駐車場料金が高いので利用する際に不便
- ・駐車場利用料金を1時間単位にしてほしい

#### 4. 目的の会議室が塞がっていた場合の対応



#### 5. 月曜日（休館日）の場合はどうするか



#### <代替施設として挙げられた施設>

##### ○大津市内

コラボしが21、びわ湖ホール、農業教育情報センター、生涯学習センター、市民ホール、大津ふれあいプラザ、県立スポーツ会館、大津プリンスホテル、琵琶湖ホテル等

##### ○近隣市内（草津、守山、栗東）

長寿社会福祉センター、草津市民交流プラザ、草津市立まちづくりセンター、県立芸術創造会館、ライズヴィル都賀山、栗東さくら等

##### ○県外（京都）

京都中小企業会館、MHPの京都

#### <その他コメント>

- ・中小会議室を使用する場合は、断然ピアザ淡海が良い
- ・休館日の利用に不便を感じる
- ・インターネットで仮押さえができるといい
- ・売店がない

**県民交流センター指定管理者意見**  
(第2回活用検討会ゲストスピーチ※より抜粋)

- ・平成 21 年度に指定管理者となって以降、約 1,000 ユーザーを確保するなど、成果は着実に上がっている。
- ・売り上げ（使用料収入）は、（指定管理前年の）約 6,800 万円からもう少しで約 8,000 万円というところまで近づいており、将来は 1 億円まで営業収益を上げることを目標にやっている。
- ・運営そのものでは十分ペイできているが、管理組合の負担経費が高額だと感じている。
- ・経費節減のためには、ピアザ淡海全体の管理をビル総合メンテのプロによる総合メンテナンスにするなどの可能性は考えられないか。複合施設を一つのビルとして成長させる視点があれば、県民交流センターとしても収益を上げる可能性がある。
- ・安全、安心、安価と 3 つ揃ったこの立派な施設を閉めるのではなく活かすということ、年間 20 万人以上の県民が利用している施設だという事実を大切にしてほしい。
- ・運用については任せるからやってみよとご指示いただけるとありがたい。
- ・民間の感覚としては、研修センター施設である 4 階、5 階部分が空いている場合は、研修に支障がない範囲内で民間に貸し出すことができれば、もっと収益は増やせるのにもったいない、と感じている。

※県民交流センター伊藤所長（平成 21～25 年度指定管理者：ビューテック（株））による。

# これからの県民交流センターの目指すべき方向性

## ■目指すべき方向性の選定にあたっての課題比較

方向性	利用者への影響等	県のコスト面への影響		その他、考えられる問題	必要となる手続き	実現可能性
		不要となる費用	引き続き必要な費用			
廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者をすべて周辺施設で代替させることは困難。自発的な県民活動への機運を削ぐことにもなり、影響大。</li> <li>・研修センターの研修の実施にも支障を来す。(利用者：県民、県・市町村研修センター)</li> </ul>	指定管理料(9,021千円)、修繕費(9,668千円)等 計 約19,000千円	管理組合負担金および建物共済費 計 約50,000千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホテルピアザびわ湖の売り上げへの影響(年間約50,000千円減)が見込まれ、ピアザ淡海全体での収支は悪化することが確実。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置条例を廃止(用途廃止)し、普通財産化</li> </ul>	×
売却	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の利用形態の維持を売却条件とすれば、利用者への影響は無い。(違反した場合の買い戻し特約を付ける必要がある。)</li> <li>・ただし、施設使用料がかなり値上がりすることが見込まれ、利用者離れを起こす可能性が高い。</li> </ul>	指定管理料(9,021千円)、修繕費(9,668千円)、管理組合負担金および建物共済費等(約50,000千円) 計 約69,000千円	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間による効率的な管理運営が期待できるが、利用形態維持のままでは、買い手が現れる可能性はきわめて低い。</li> <li>・仮に買い手があっても、利用形態維持条件が維持できなくなった場合の買い戻しリスクを抱えることになる。(「廃止」の場合と同様、利用者への影響が大きいことから、利用形態維持条件は外すべきではない。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置条例を廃止(用途廃止)し、普通財産化</li> <li>・不動産の評価(売却額の決定)</li> <li>・売却先の公募</li> <li>・県債(H24.7.9現在県全体残額：約30億円)の繰上償還(可能性)</li> </ul>	×
民間等への貸付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の利用形態の維持を売却条件とすれば、利用者への影響は無い。</li> <li>・ただし、施設利用料がかなり値上がりすることが見込まれ、利用者離れを起こす可能性が高い。</li> </ul>	<最大> 指定管理料(9,021千円)、修繕費(9,668千円)、管理組合負担金および建物共済費等(約50,000千円) 計 約69,000千円	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の使用料だけで黒字化することは不可能であり、さらに高額な借受料が必要となるため、借り手が現れる可能性はきわめて低い。</li> <li>・普通財産化が前提のため、借り手が無くなった場合の売却リスクを常に抱えることになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置条例を廃止(用途廃止)し、普通財産化</li> <li>・貸付先の公募</li> </ul>	×
		<最小> 指定管理料(9,021千円)、修繕費(9,668千円)等 計 約19,000千円	管理組合負担金および建物共済費 計 約50,000千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付先を県に関連が深い機関に限定することも考えられる。</li> </ul>		△

50